

2023(令和 5)年度
事業報告書

社会福祉法人しらとり会

監査報告書

2024年5月31日

社会福祉法人 しらとり会

理事長 金子 百合子 殿

監事

菅 川 光 彦 印

監事

高 橋 康 裕 印

私たち監事は、2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

2023（令和 5）年度
社会福祉法人しらとり会 事業報告（案）

1. 法人としての取り組み	・ ・ ・	2
2. 地域生活支援センターまほろば		
(1) 相談支援事業	・ ・ ・	6
(1)－1 はあとふる		6
(1)－2 地域生活支援センターまほろば		13
(2) 地域活動支援センターⅠ型事業	・ ・ ・	18
(3) 住宅入居等支援事業	・ ・ ・	31
3. ワークセンターなかよし		
(1) 就労継続支援 B 型事業	・ ・ ・	32
(2) 自立訓練（生活訓練）事業	・ ・ ・	43
4. 令和 5 年度ひきこもり者等への伴走支援事業	・ ・ ・	47
5. 苦情解決等	・ ・ ・	49
6. 防災・安全	・ ・ ・	50

I. 法人としての取り組み

- ・しらとり会は、2023年3月に法人の理念を制定し、その理念に基づき、地域に根ざした社会福祉活動を行ってきました。

○社会福祉法人しらとり会 理念

- ・私たちは、障がいのあるなしにかかわらず、かけがえのない存在として、一人ひとりを尊重します。
- ・私たちは、利用者の意思決定を支え、目指す生活の実現に向けて、チームで支援します。
- ・私たちは、地域の方々と共に、誰もが安心して暮らせる地域をつくっていきます。

・社会福祉法人はその責務として、「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財政規律の強化」、「地域における公益的な取り組みを実施する責務（地域貢献）」等について、より積極的に推進していくことが求められています。

・この中で、2023年度の大きな出来事と言えば、全国的にも大問題となった委託相談支援事業等が課税対象となった件です。

・委託相談支援事業等の「障害者相談支援事業」は、「障害者に対する日常生活上の相談支援を行うもので、一般相談支援事業や特定相談支援事業には該当せず、また、社会福祉法に規定する他の社会福祉事業のいずれにも該当しない」ということで課税（消費税）の対象となるとの通知があり、当法人も急きょ対応を迫られました。

・さらには、コロナ禍や、物価の高騰の影響もあり、ことさら厳しい状況下ではありましたが、社会福祉法人としての責務を踏まえながら、当法人の理念のもと、各事業に取り組みました。

1. 職員としての資質の向上、利用者の権利擁護

【目 的】

・「社会福祉法人しらとり会 理念」及び、「社会福祉法人しらとり会 職員倫理綱領」に基づき、利用者一人ひとりの人権の尊重を図り、利用者主体の福祉サービスの提供を通して、利用者の自己実現を支援していくために研修等への参加による職員の資質の向上・利用者の権利擁護等の活動に取り組みます。

・特に、障害者虐待防止の更なる推進のために、地域生活支援センターまほろば・ワークセンターなかよし両事業所において、担当職員及び責任者を配置するとともに、「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」を活用し、虐待の未然防止・虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討、身体拘束等の適正化に係る取り組みを行っていきます。

（職員の資質向上及び働きやすい環境づくり）

○利用者の人権尊重のために

- ・県や市等が行う虐待防止、差別解消法などの権利擁護の研修への参加のほか、各種団体が行う研修への参加を推進していきます。状況に応じて引き続き、ICTの活用による会議・研修等への参加を進めます。
- ・法人内でも全職員に対し研修を実施していきます。

○利用者主体の福祉サービスの提供のために

・県が行う相談支援従事者研修・サービス管理責任者研修等への参加のほか、各種団体が
行う研修への参加、職場内で事例検討やOJTを実施するなど、職員の支援の質の向上を目
指します。状況に応じて引き続き、ICTの活用による会議・研修等への参加を進めます。
・2023年度も、職員が各自の研修計画を立て積極的に研修等へ参加することで、職員一
人ひとりのキャリアアップが図れるよう取り組んでいきます。

○職員が働きやすい環境づくりのために

・2023年度も福祉・介護職員処遇改善加算・ベースアップ加算を申請することにより、
職員の給与アップを図っていきます。また、社会保険労務士等とも連携し福利厚生面でも
充実を図り、職員が安心して働きやすい環境づくりを目指します。

(権利擁護)

○利用者の権利擁護・虐待防止の担当職員及び虐待の防止等のための責任者を置きます。
○「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」での検討結果を職員に対し周知徹底するととも
に、法人内でも虐待防止・身体拘束等適正化に係る研修を実施していきます。
○意見箱の設置や苦情解決体制を整備し、利用者の権利擁護に努めます。
○会議・研修等を通して、権利擁護等についての職員の意識啓発に努めます。

【実施内容】

・地域生活支援センターまほろば・ワークセンターなかよしそれぞれに担当職員・担当責
任者を配置し、利用者の権利擁護・虐待防止に努めました。
・担当者・責任者の配置、苦情受付体制についての揭示及び、第三者委員の配置等、苦情
解決体制を整備しました。
・担当職員は、東広島市自立支援協議会の障害者支援施設連絡会（東広島 SKH）に出席し、
情報の収集・東広島での課題の検討等を行うとともに、職員会議で部会の報告を行うこと
で、職員間での情報共有・周知徹底を図りました。
・館内2か所に設置した意見箱より出てきた意見等については、しらとり会ミーティング
チームにおいて利用者代表・担当職員で確認及び話し合いを行うとともに、職員会議でも
検討しました。
・その内容及び対応策については、2階フロア（2か所）に掲示したほか、しらとり会通
信（2面）や法人のホームページにも掲載し、広く周知しました。
・2021年度に策定した「社会福祉法人しらとり会 虐待防止・身体拘束等適正化委員会
運営指針」に基づき、「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」を開催するとともに、研修
を実施し、職員に対して虐待防止・権利擁護について徹底を図りました。
・2022年度に引き続き、福祉・介護職員処遇改善加算及び、ベースアップ加算等の申請を
行うことにより、職員の給与アップに向けて取り組みました。

【評価と課題】

・職員会議で職員各々が担当しているケースによる事例検討を行うことや、所外での研修
や会議等へ参加することを通して、職員の支援の質の向上を図るとともに、人材育成に努
めました。
・職員会議での事例検討を通して、利用者の新たな一面が見いだせたことや、職員として
の支援の振り返り、自己の課題の確認等ができたことは評価できます。
・2024年度も引き続きICTを活用しながら、職員の研鑽の機会を増やしていきます。

・2024年度は、処遇改善等の加算の申請や、給与表の見直しを進めることで、職員の処遇改善・給与アップにむけて積極的に取り組んでいきます。

2. 事業運営の透明性の確保、地域への周知・協力・地域貢献等

【目 的】

○ホームページの運営・活用

・社会福祉法人の高い公益性に照らし、運営の透明性を確保することが求められていることから、法人のホームページを活用し、情報を発信していきます。

○作業等の活動を通じた地域への協力

・地域の方々や関係機関等からの依頼に基づく印刷等の作業や、社会福祉協議会・包括支援センター等の関係機関を介した独居高齢者宅への清掃作業（庭等の除草）、農業法人等との協働による農福連携での農作業等、様々な活動を通して、関係機関や地域住民等との交流・連携を積極的に図り、地域に対して貢献していきます。

○AEDの設置

・2階事務所内にAEDを設置し、利用者・職員等の緊急の事態等に備えるほか、要請に応じて、地域へも貸し出します。

○東広島市の地域生活支援システムや災害時支援への協力

・「障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る」ために整備され実施されている東広島市の地域生活支援システムに、引き続き協力していきます。

・災害時の支援についても、東広島市社会福祉施設連絡協議会や東広島市社会福祉協議会等とも連携を図りながら、協力していきます。

○継続した障害福祉サービスの提供

・コロナや災害等、不測の事態が発生した場合にあっても、必要な障害福祉サービスを継続して提供していくために、事業継続計画（BCP）等の策定に向けて準備していきます。

○社会福祉法人としての地域貢献

・社会福祉法人としての地域貢献について、作業等の活動を通じた地域への協力のほか、東広島市社会福祉施設連絡協議会や東広島市社会福祉協議会等とも連携を図り、市内の圏域等で開催される会議へも積極的に参加していきます。

・「地域共生社会」の実現に向けて、地域の方々の声を聞かさせていただきながら、法人としての地域貢献について、検討・実施していきます。

【実 施 内 容】

・ホームページには、事業報告及び決算報告や研修の受講状況等を公開するとともに、毎月のしらとり会の通信等を掲載するなど、法人・事業所の情報公開に努めました。

・AEDの設置について、玄関入口及び2階事務所入り口に案内板を掲示し、利用者・職員の緊急事態に備えたほか、必要に応じて地域の方々に貸出できる体制をとりました。

・地域貢献の一環として、東広島市消防局の要請により、AEDの設置について登録し、要請があった際には提供できるようにしました。

・東広島市の「地域生活支援システム」について協力できる体制をとりました。

・2022年度に引き続き、東広島市社会福祉協議会の依頼により該当地区の担当職員を配置したほか、会議等への参加、及び作業活動（独居高齢者宅の資源回収や草取り作業）等

を行いました。

【評価と課題】

- ・ホームページに通信を毎月掲載する等、今後も法人としての情報発信・情報公開を積極的に行っていきます。
- ・新型コロナウイルス感染症や災害等、不測の事態が発生した場合に対応するための事業継続計画（BCP）等については、2024 年 3 月に策定しました。2024 年度は BCP に基づき、訓練等を実施するとともに、実際の状況に即応できるよう、見直し等を行い、精度を高めていきます。
- ・地域を巻き込んだ地域貢献活動の一つとして実施を検討していた「あったか食堂」の活動は、準備不足から 2023 年度も実施できませんでした。2024 年度は、実態等を把握し実態に即した方法等を検討しながら、実施に向けて準備を進めていきます。
- ・その他、作業活動に関連した地域貢献活動についても、2024 年度も引き続き行っていきます。

3. 防災・安全

＊防災・安全については、「6. 防災・安全」の章、参照

2. 地域生活支援センターまほろば

(1) 相談支援事業

(1) - 1 委託相談支援事業（はあとふる）

■全体の概要

「はあとふる」には、委託相談と基幹相談の役割があるため、個別のケース支援もしながら、ケースから抽出される地域課題の解決に向けて自立支援協議会の運営等、地域の中核的な役割を担う相談支援センターとして設置されています。はあとふるが、障がいに関連する初めての相談窓口になることも多く、診断を受けている方だけではなく、何らかの生活のしづらさを抱えている方、本人に支援ニーズがない方の家族からの相談、他分野の相談窓口からの連携依頼など、単に障害福祉サービス利用だけの目的ではなく、対象者や相談内容も複雑化しています。障がいにまつわる総合相談窓口、ワンストップ機能を持つ窓口として、今後も期待される役割は大きいと考えられます。また、社会情勢として家族の在り方も変わりつつある中で、障がいのある方の高齢化、重度化、親亡き後を想定し、障がいのある方やその家族の緊急事態に対応できる地域の仕組み作り、障がい分野だけの支援から、誰でもが安心して生活できる地域共生社会へのより一層の推進も求められています。

重層的支援体制整備事業の本格開始から2年目となり、より日常生活圏域を意識し、高齢、困窮、子育てなどの他分野との相談窓口担当者との顔の見える関係、相談のしやすい連携が進んでいます。

東広島市が目指す「誰一人取り残さず、みんなが安心できる地域社会にすること」という地域共生社会の実現に向けて、基幹相談支援センターとして専門性を発揮して障がいのある方の相談窓口の役割を担っていくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症については、2023年5月に5類感染症となったため、障がい福祉課とも感染対策を再度確認し、流行以前と同様の相談支援を行うことができました。自立支援協議会の開催については、福祉サービス事業所の感染対策にも考慮し、また移動時間の短縮のためもあり、WEB開催を取り入れながら、予定通り実施することができました。

2023年度は、専門コーディネーター不在の中で、事業開始となりました。2022年度でも報告した通り、これまでは一般コーディネーターと専門コーディネーターと、それぞれの専門性を発揮しながら役割分担をしてケース対応してきた。2023年度は発達障がいや就労に対する相談も多い中で、専門コーディネーターと連携ができない状況となりました。そのためケース対応に時間を要したり、本来は専門コーディネーターと協働する中でワンストップ対応できるケースも、その対応が難しい状況でありました。年度の途中からは、発達障がいを専門として支援する事業所から月に4回、心理士の資格を有する職員の配置、障がい福祉課より心理士、保健師の配置により、連携取りながら対応しています。年々相談件数も増える中で、常勤で対応できるコーディネーターの確保は今後も課題であると思われます。

(1) 相談内容の傾向 人数の増減と障がい種別

相談件数については、2022年度実績と比較すると、相談実人員は794人から799人であり、2021年度からほぼ横ばいで推移しています。実人員の中の新規相談者の割合も全体では大きな変化はありません。ただ、障がい児の相談件数は約2割減っています。これは巡回相談の実施がなかったことにより、はあとふるへのアクセスの機会が減ったことも影

響しているものと推測できます。

相談実人員は、大きな変化はありませんでしたが、支援方法、支援内容は共に、約 1.1 倍の増加となっているため、1 件の相談にかかる時間が増えている状況がうかがえます。障がい種別は、昨年度と同様に精神障がい者が 329 人と一番多く、次いで知的障がい者 142 人、発達障がい者 96 人、身体障がい者 60 人となっています。障がい種別の割合も昨年度と比較しても大きな変化はありませんでした。障がい種別その他が 171 人となっており、これも未診断や、障がいがあるか分からない状況の中で、生活のしづらさ等から、はあとふるへの相談とつながっているケースと思われます。

支援方法は、関係機関との調整は約 1.6 倍となっており、1 つのケースの中で、障がい者にまつわる相談支援だけでは解決できない問題が多く、関係機関との調整等をしながら支援にあたっていたことが分かります。電話等相談が一番多く、匿名の場合なども含め、電話が相談しやすいツールとなっています。

支援内容では、就労に関する支援が約 1.2 倍の増加となっており、就労専門 CD が不在であったために、本来なら就労専門 CD が対応するようなケースも一般 CD で対応することになり、それもケース対応に時間がかかったことの原因の一つとなっています。

他は、福祉サービスの利用等に関する支援、社会参加・余暇活度に関する支援も両方件数が増えており、公的な福祉サービスの利用だけでは解決されないニーズに対しての支援も増えていることが分かります。反対に、障がいや病気の理解に関する支援は、約半分に減っています。これは、従来であれば、発達専門 CD と一緒に相談支援にあたる中で、特性への理解や整理についてしていたことが、発達相談の体制が整わず、その機会が減ったものと思われます。

東広島市日常生活圏域の相談窓口職員が参加しているコアネットワーク会議から出された個別のケースでの協同も増えており、他分野との協同で、より幅広い視点での支援ができることにつながっています。

（総合相談機能）

新規ケースや継続ケースの中で対応に苦慮しているケースや全体で共有しておきたいケースについて、毎週始めのケースミーティングで支援内容を協議し、支援の方向性を確認し、担当コーディネーターを選任しました。引き続き 2023 年度も、一般コーディネーターは東広島市日常生活圏域ごとの地域担当制とし、圏域ごとに行われる重層的支援体制整備事業の会議ともリンクさせています。圏域ごとの相談件数は、担当コーディネーターで概ね同様の相談件数となっています。

複数の課題がある世帯、より困難な課題があるケースなどは複数担当で対応し、支援の方針を検討しながらコーディネーター同士の報告・連絡・相談を密にして支援を行いました。基本的には圏域ごとの担当制としていますが、利用者の性別等にも配慮しながら、適切な担当者となるように協議をしています。

2023 年度は、就労専門コーディネーターが不在、発達専門コーディネーターの配置は、非常勤として年度途中からの配置となり、東広島市の相談支援体制は一時的に後退となりました。一般コーディネーターの相談範囲を広げたり、広島県発達障害者支援センターや広島中央障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどに相談や後方支援をしてもらいながら、ケース対応を行いました。

重層的支援体制整備事業が本格的実施から 2 年目となり、各相談窓口からの連携依頼や、情報提供も増えています。対象者の世帯状況やニーズによって、地域包括支援センター、生

活支援センター、医療保健課などと一緒に支援することも増えています。職種についても、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士など他職種での連携が進んでいます。その中で、引きこもりや未診断、地域で心配されている方、相談ニーズのない方については、対象者とのコンタクトが難しく、実際の支援へと発展するまでに、時間を要したり、継続した支援が難しい場合もありました。

（療育相談機能）

2023 年度は、発達専門相談体制が整わず、相談件数は、約 1/3 弱に減少しました。年度途中までは専門コーディネーターが不在、それ以降も専門コーディネーターが常勤での配置がなく（市の保健師が発達相談の初回受け付け、調整等で 7 月に常勤配置）、保育園や学校への巡回相談が行われなかったことが、相談件数減少の大きな要因の一つとなっています。これまでははあとふるの発達個別相談につながる前段階として、巡回相談が大きな役割を担っており、相談のきっかけのチャンスが減ったことにより、適切な時期に適切な支援を受けられること、早期発見早期療育ということにも結びつきにくい年度となってしまいました。

また、東広島市内で発達障がいの検査・診断ができる医療機関への受診待機は変わらず長期間であるため、待機期間の支援や相談体制等、待機期間へのアプローチの検討も必要です。

2023 年度再開した自立支援協議会の課題別会議（障害児計画相談）では、児童の相談支援事業所が増えない現状の課題整理を行い、必要な手立てを検討しています。相談支援事業所の経営面等により、2023 年度だけの解決方法の提示が難しく、障がい者計画なども確認しながら、引き続き検討を進めていく予定です。

■重点項目の振り返り

①緊急対応

東広島市地域生活支援システムについては、地域にある既存のサービス事業所 20 団体と協定を締結し、24 時間 365 日の体制で緊急時の連絡受付を継続しています。2023 年度も登録者 0 人で、緊急の相談を含めてこのシステムを利用した緊急対応支援はありませんでした。

登録者が 0 人で推移しているため、登録要件の見直しを行い、見直した登録要件が適切であるかの検討を行いました。部会での検討までできておらず、2024 年度は、新たな登録要件で、障がいのある方、そのご家族が安心して生活できるように、このシステムの運用を推進していく必要があります。

2023 年度末が協力事業所との協定終期となっているため、2024 年度については、まずは協定締結に向けて進めていく必要があります。

②災害や感染症への対応

2023 年度は、東広島市内で大きな災害は発生せず、直接的な支援はなかったが、自立支援協議会の各部会で、災害時の対応や課題を検討しました。あわせて 2024 年度から障害福祉サービス事業所の BCP 作成が義務化となっているため、事業継続について、どのような手立てが必要かも部会の中で確認しました。

感染症対策では、新型コロナウイルス感染症が 2023 月に 5 類感染症となったことで、障害児者緊急生活支援事業も 6 月末に終了となりました。今後も想定される未知なるウイルス等の感染対策については、障がいのある方の生活を支えるためのサービス継続や、必要な相談支援体制の確保については、検討が必要です。

③相談支援体制の強化

相談支援については、重層支援体制整備事業開始から、他機関からの障がいの確定診断がない方を含め、その障がい種別、相談内容や支援ニーズが多岐にわたっているケースの連携依頼が増えています。はあとふるだけでは解決が図れない高齢、児童、医療、教育、困窮、引き込み、就労等の各相談機関と横断的に連携を図りながら対応していきます。

自立支援協議会においては、相談支援専門員同士のつながりを深められるよう部会運営をし、必要な福祉制度等の情報発信に努めました。事例検討ではグループスーパービジョンの手法を意識し、支援の質を見直し、地域の相談支援体制について協議をしました。

基幹相談支援センターの在り方として、相談支援事業所のバックアップや、地域の相談支援体制の構築や強化、支援者支援という観点から、国の示しているケアマネジメントの手法の見直しや相談支援専門員の業務の振り返りとして「モニタリングの結果の検証」の準備を進めています。引き続き、はあとふる内で検討し、さらに準備を進めていきます。

④地域移行・地域定着の取り組み

入所施設からの地域移行については、地域で生活するためのイメージ作りの場の提供を地域の事業所に委託しています。

精神科病院からの地域移行については、自立支援協議会の精神保健福祉部会が 2021 年度に実施した、入院患者の家族や家族会に退院に関する家族の心配ごとや困りごとについてアンケート結果から抽出された地域課題として、①居住の確保②啓発③相談窓口の周知について、第4次東広島市障がい者計画に向けて、提言書としてまとめ、提出しています。また、民生委員を対象とした啓発活動として、専門職との座談会を実施し、精神障害のある方への理解の推進をはかりました。

⑤虐待の防止と権利擁護の推進

障がいのある方の虐待防止、早期発見・早期対応のため、障害者虐待防止センターを設置し取り組んでいます。虐待通報・認定件数については増加傾向にある。虐待相談件数増加の背景として、地域の事業所等の虐待防止についての意識が浸透してきたことが考えられます。また、虐待対応についても、障がい福祉課と一般コーディネーター全員で検討することとし、コーディネーター全員で虐待や権利擁護についての知識向上に努め、複数の視点で支援方法を決定できるように努めました。今後も、虐待防止センターの周知や障がいのある方の虐待防止や権利擁護に関する正しい理解の促進に努めると共に、虐待防止に向けた啓発活動、早期発見・早期対応の取り組み、養護者への支援の充実を図っていきます。

自立支援協議会においては、権利擁護部会で、第6期障害福祉計画のアンケート結果から、障がいを理由に差別を受けた場合の相談窓口を知らない人が約7割であったため、相談窓口の周知として、市ホームページで相談先の紹介や、相談窓口を記載したステッカーを作成し、障害福祉サービス事業所に送付しました。また、障害者支援施設連絡会（SKH 東広島）で、東広島市内の障害者支援施設の職員を対象とした研修を、対面で実施し、虐待防止と権利擁護の推進に努めました。部会運営としては、2022 年同様に部会員より「コアメンバー」を選出し、より充実した研修実施に向けて協議を重ねました。「新任職員研修」では「“意思決定支援”と“合理的配慮”」と題した講演と、虐待防止関連法や職場における権利擁護についてのグループワークを行いました。「中堅職員研修」ではヘルパー部会と合同開催とし、「改めて考える利用者支援」の講演と虐待防止法にもふれ、生活支援について意見交換を行

っています。

⑥自立支援協議会の運営

市内の施設、事業所、関係機関、行政機関、障がいのある人や家族など多くの方の参加を募り地域課題を共有し、官民協働による地域づくりと地域課題解決に向けた取り組みを行うための自立支援協議会を運営しました。障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の実現に向けて、課題解決に向けて継続的に協議を行いました。

- ・部会の運営

- 精神保健福祉部会

- 聴覚障害者の課題を検討する部会

- 就労部会

- 権利擁護部会

- ヘルパー支援部会

- こども部会

- 医療連携部会

- 相談支援事業所連絡会（NETZ 東広島）

- 障害者支援施設連絡会（SKH 東広島）

- 収入アップネットワーク（就労継続支援事業所意見交換会）

- 地域生活支援システム部会

- 課題別会議（障害児計画相談）

- ・プロジェクトの運営（2022 年度プロジェクト会議は未開催）

- ・就労専門コーディネーターが不在、発達専門コーディネーターは常勤での配置がなかったため、就労部会とこども部会については、障がい福祉課のみの部会運営となりました。検討内容によっては、相談支援を担うコーディネーターの参加も必要と思われます。

- ・地域生活支援システム部会は、2023 年度は未開催となりました。自立支援協議会事務局会議でも、方向性を明確にし、緊急対応時の整備するために東広島市地域生活支援システムの推進をしていくことが必要です。

- ・運営委員会において各部会の現状の共有と進捗管理を行いました。

- ・定例報告会において、広く参加を募って各部会の取り組み内容について情報共有を図りました。

- ・2023 年度は、困ったことシートの提出がなかったため、定例報告会等での周知をし、地域課題への取り組みのツールとしての活用を広く周知していきます。

3 障がい者総合支援センター分の相談件数や内容等については、11 頁・12 頁のとおりです。

相談支援事業実績報告書 (一般相談)

令和5年度・4～3月の実績

(相談支援を利用している障害者等の人数)

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者 うち○内新規	597 (197)	53	0	103	304	47	1	89
障害児 うち○内新規	202 (43)	7	0	39	25	49	0	82
計 人	799 (240)	60	0	142	329	96	1	171

(支援方法)

	訪問	来所相談	同行	電話等相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数	705	663	230	4561	6	282	1527	554	8528

(支援内容)

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援
件数	2366	134	1101	1079	760	524	356	1281	1716

	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
件数	24	326	1641	11308

相談支援事業実績報告書 (発達専門相談)

令和5年度・4～3月の実績

(相談支援を利用している障害者等の人数)

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者 うち○内新規	49 (30)	0	0	2	8	9	0	30
障害児 うち○内新規	134 (53)	1	0	10	9	36	0	78
計 人	183 (83)	1	0	12	17	45	0	108

(支援方法)

	訪問	来所相談	同行	電話等相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数	34	95	10	441	1	7	107	2	697

(支援内容)

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援
件数	30	90	46	16	567	30	0	43	7

	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
件数	3	0	180	1012

相談支援事業実績報告書（就労専門相談）

令和5度・4～3月の実績

（相談支援を利用している障害者等の人数）

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者 うち○内新規	22 (7)	2	0	3	12	3	0	2
障害児 うち○内新規	2 (0)	0	0	2	0	0	0	0
計 人	24 (7)	2	0	5	12	3	0	2

（支援方法）

	訪問	来所相談	同行	電話等相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数	6	10	3	31	0	9	22	0	81

（支援内容）

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援
件数	41	0	0	5	30	1	0	0	35

	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
件数	0	0	9	121

相談支援事業実績報告書（虐待相談）

令和5度・4～3月の実績

（相談支援を利用している障害者等の人数）

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者 うち○内新規	42 (12)	4	0	12	16	1	0	9
障害児 うち○内新規	3 (0)	0	0	2	0	0	0	1
計 人	45 (12)	4	0	14	16	1	0	10

（支援方法）

	訪問	来所相談	同行	電話等相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数	23	11	4	134	0	750	45	0	967

（支援内容）

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援
件数	36	0	13	6	0	58	13	14	26

	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
件数	0	875	68	1109

(1) - 2 地域生活支援センターまほろば

1) 指定特定相談支援事業

■計画相談支援（サービス等利用計画作成及びモニタリング）

【目 的】

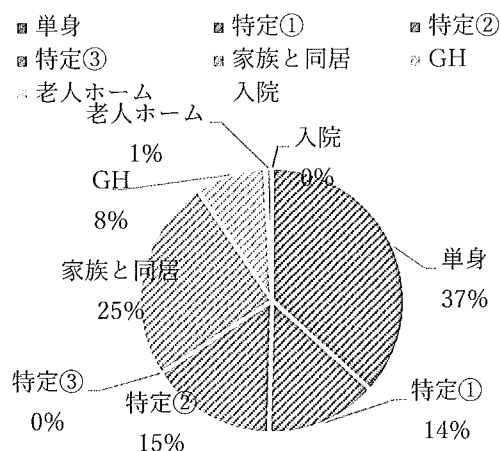
- ・利用者の「こんなことをしたい。こんな生活をおくりたい」をサポートできるよう、質の高い支援を目指します。

【実 施 内 容】

- ・福祉サービスの利用にあたり、サービス等利用計画の作成に向けての支援を行いました。
- ・モニタリングを定期的実施し、訪問や面談等を行うなど利用者への生活支援を実施しました。
- ・定期的なモニタリング以外でも、必要に応じて訪問や関係者会議を実施していききました
- ・会議、研修等で事例検討会を行い、相談支援専門員としての資質の向上を行いました。
- ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の体制作りに向けて、保健所圏域の会議に参加しました。
- ・東広島市自立支援協議会の部会や運営会議等に参加しました。
- ・広島中央地域保健対策協議会や市の自殺対策の会議等に参加していききました。
- ・基幹相談センターからの困難ケース等の協力依頼に対して、計画相談等の支援を行いました。
- ・訪問や会議等については、感染対策を行いながら実施しました。
- ・利用者の約5割が単身もしくは障害者のみの世帯となっており、生活全般についての支援を他機関と連携しながら行いました。

(利用者の状況) 2023 年末時点の利用者数 121 人

図 1 【世帯状況】



- ・特定①・・・障害者のみの世帯
- ・特定②・・・同居家族がいずれも 65 歳以上の高齢者が児童のみの世帯
- ・特定③・・・同居家族が疾病・家族の介護等により本人の介護が困難な状況の世帯

図 2

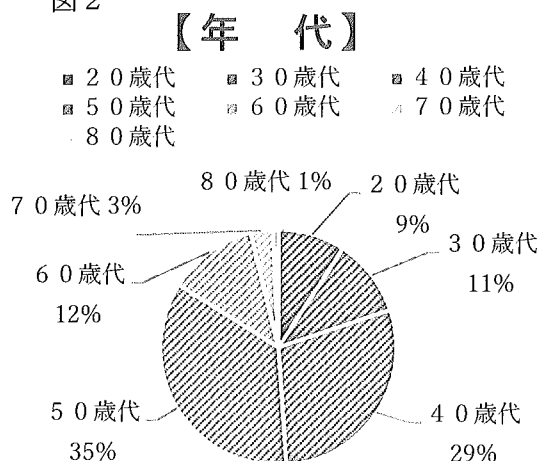


図 3

【モニタリング期間】

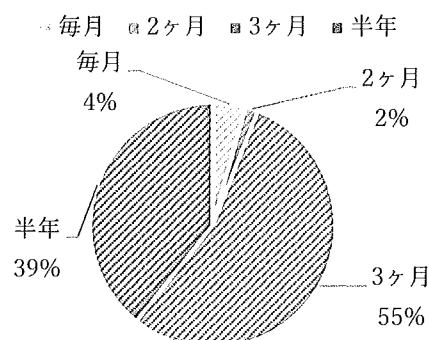


図 4

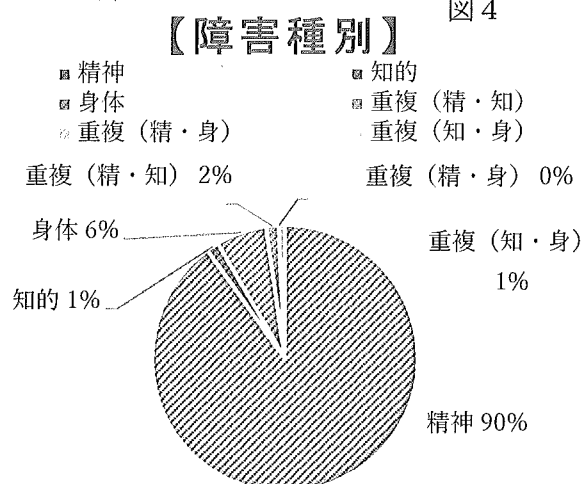


表 1 サービス等利用計画作成等の実施件数
（＊計画相談支援給付費請求の状況）

月	サービス等利用計画作成 新規及び更新件数				モニタリング件数			
	2023 年度	2022 年度	2021 年	2020 年度	2023 年度	2022 年度	2021 年度	2020 年度
4	11 件	12 件	9 件	11 件	26 件	18 件	28 件	31 件
5	9	9	7	6	33	32	27	29
6	10	10	13	8	33	36	39	38
7	8	9	5	3	34	26	28	24
8	9	8	7	7	28	28	25	29
9	12	11	15	11	25	27	21	24
10	11	12	11	12	28	27	27	29
11	11	7	8	9	38	34	28	28
12	5	6	7	9	39	30	31	34
1	10	12	12	13	32	28	22	23
2	8	8	6	6	37	33	30	31
3	8	6	6	6	32	26	28	26
合計	112 件	110 件	106 件	101 件	385 件	345 件	334 件	346 件

【評価と課題】

- ・ サービス等利用計画作成、モニタリング件数は前年と比べ増加しており、新規相談については、全て精神障害のある方の相談となっています。
- ・ 利用者の約 8 割が、40 歳代以上となっており、本人の加齢による健康面についての支援

の必要性がでてきていることや、それに加え家族の高齢化も進んでいるため、家族の状況も確認しながら、地域包括支援センター等との連携を更に行っていく必要があります。

- ・研修での事例検討等に参加し、相談支援専門員としての研鑽を行うことができました。
- ・事業所の利用時やヘルパーの支援時に訪問するなど、サービス提供時にモニタリングを行うことで、実際の支援の状況の把握や、関係機関との連携を図ることができました。
- ・定期的なモニタリング以外でも、利用者のニーズや関係機関からの要請に応じて、訪問や面接等の支援を行いました。
- ・主任相談支援専門員を配置していますが、地域の中で主任相談支援専門員の役割が不明確であるため、役割や位置づけを、行政や基幹相談センター、他の相談支援事業所と協議していく必要があります。

■基本相談等の実施

【目 的】

- ・福祉サービスにつながらない方への支援を行います。

表 2 基本相談の実施状況

月	利用者	関係機関
4月	8件	8件
5月	7	3
6月	1	6
7月	4	7
8月	5	5
9月	4	3
10月	3	6
11月	4	3
12月	6	8
1月	6	5
2月	6	4
3月	5	3
合 計	59件	61件

【実 施 内 容】

- ・福祉サービスにつながらない障害のある方に対して、訪問や面談等により支援を行いました。
- ・支援の必要性のある方には、家族等と状況を共有しながら、訪問等により支援を行いました。
- ・福祉サービス利用終了後も、必要に応じて、訪問や面談等で支援を行いました。
- ・基幹型相談センターや地域包括支援センター等の関係機関からの相談に対応して連携を行いました。

【評価と課題】

- ・計画相談支援の対象にならない相談者からの相談も多くあり、その都度相談者に合った相談先へ繋いでいきました。引き続き、計画相談支援の対象にならない相談者に対しても、ていねいに適切な相談先へ繋いでいく必要があります。
- ・計画相談が終了した後の利用者からの相談にも対応しており、他機関との連携を図りな

がら、見守り等の支援を行うことができています。

・地域包括支援センター等の関係機関から助言や所見を求められ、訪問等の対応を行っていきました。精神障害のある方への支援に関し、専門性を持つ事業所として、認知されていることは評価できます。

○自立支援協議会や団体等の会議等への出席

【実施内容】

表3 東広島市自立支援協議会や団体等の会議への参加状況

会議等名称		出席回数
東広島市 自立支援協議会	相談事業連絡会議（ネッツ東広島）	8回
	精神保健福祉部会	10回
	運営委員会	4回
東広島市自殺対策会議		3回
広島中央地域うつ・自殺対策医療連携検討会		3回
西部東保健所 精神障害者地域生活支援検討会		6回
広島県精神障害者支援事業所連絡会 相談支援部会		6回
高屋地域関係者ネットワーク協議会		2回

2) 指定一般相談支援事業

■地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

（地域移行支援）

【目的】

・病院等の関係機関と連携して、「退院、退所して、このような生活がおくりたい」という思いを実現するために支援を行います。

【実施内容】

- ・2023年度は、地域移行支援の実施はありませんでした。
- ・毎月1回、市内の精神科病院のPSWや他の相談支援事業所の相談支援専門員と、地域移行に向けての連携会議を行いました。

【評価と課題】

- ・2023年度は、地域生活支援センターまほろばでの地域移行支援の利用はありませんでしたが、毎月行っている精神科病院等との地域移行に関する連携会議から、地域移行支援につながったケースが2件ありました。
- ・毎月1回、地域移行に関する連携会議を実施していることで、地域移行支援で退院した方の地域生活の安定に向けて、継続して情報を共有し、課題の整理等を行っていくことができました。
- ・この会議での意見交換の中から、最近の地域移行支援の対象となる利用者が、今までと比べ、広島アクトによる手厚い訪問体制や、医療機関との緊密な連携体制を必要としている実態が見えました。

(地域定着支援)

【目 的】

・関係機関と連携し、「安心して地域で暮らし続けたい」という思いを実現するために支援を行います。

【実 施 内 容】

・居宅において単身等で生活する人に常時の連絡体制を確保し、緊急時等に訪問や必要な支援を行いました。

表 4 地域定着支援の実施状況

月	支援人数	緊急時支援		電話相談	新規等の利用者状況
		①	②		
4	6 人	0 件	5 件	44 件	
5	6	0	4	32	
6	6	0	3	26	
7	6	0	7	47	
8	6	0	4	53	
9	6	0	3	39	
10	6	0	4	35	
11	6	0	1	33	
12	6	0	3	35	
1	6	0	1	34	
2	6	0	0	27	
3	6	0	1	36	
合計		0 件	36 件	441 件	

※地域定着支援 実人数 6 人

※緊急時支援①は緊急での訪問支援

※緊急時支援②は PM10 時～AM6 時の深夜、早朝の時間帯での電話相談

【評価と課題】

・地域定着支援の利用者から「24 時間つながっていることが安心です」との感想等があり、2023 年度については体調が不安定になる等して、在宅生活が困難になった方はおられず、安定した生活を送ることができていました。

・また、なるべく日中に相談するよう促していることから、早朝、深夜帯の相談電話は減ってきており、悩みや不安を夜間に持ち込まないことで、精神的な安定につながっていると考えられます。

地域活動支援センター I 型事業

1) 2023 年度末〈2024 年 3 月末現在〉における利用の状況

○登録者数^(※1)：113 人

○性別構成：男性 69 人、女性 44 人

○年齢構成

年代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	合計
人数	4 人	12 人	38 人	41 人	15 人	3 人	113 人

(※1) 登録者数について

障害者総合支援法によると、利用者に対するサービスの提供の記録の保存期間は、提供した日から 5 年間であることが記載されています。これに準じ、2019 年度から 2023 年度の 5 年間の利用者の状況について精査し、利用実績のある方の数をもって登録者数としました。

なお、2018 年度以前に利用申し込みをした利用者で、その後利用を中止し、2024 年度以降に再度利用を希望した方には、再度申し込みをしていただくことにしています。

◆2023 年度（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）の利用の状況

○実利用者数：89 人

○性別構成：男性 57 人、女性 32 人

○年齢構成

年代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	合計
人数	3 人	11 人	33 人	31 人	9 人	2 人	89 人

図 5

【性別】

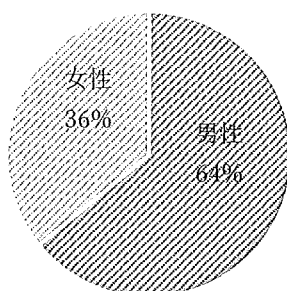
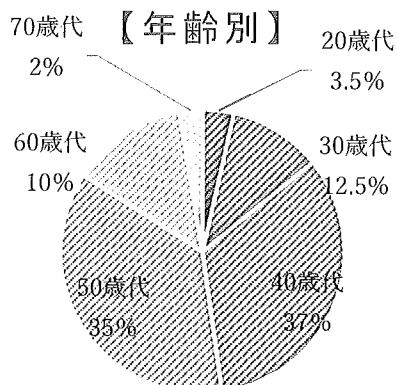


図 6

【年齢別】



2) 具体的な活動の状況

①憩いの場（フロア等）の提供

【目 的】

- ・安心して気軽に集まれるサロンの場を提供します。
- ・利用者同士が互いに支え合い、お互いの話を聞くことで自分自身の障害の受容を図っていくとともに、自分自身の体験からアドバイスし合い、フロア全体がピアサポートの場となるよう支援を行います。

【実 施 内 容】

- ・開館日及び開館時間
月曜日～金曜日 8:30～17:30
- ・休館日
土曜日・日曜日・祝日及び8月13日～8月15日、12月29日～1月3日
- ・利用者同士がお互いの話を聞き、自分自身の考えや思いを伝え、アドバイスをし合える場となるように支援しました。
- ・他のサービス等利用されている方については、相談支援専門員等とも連携し、サービス等利用計画やケアプランに沿った支援を行いました。
- ・2022年度に引き続き、咳エチケット、手洗い・消毒の実施、手拭きタオルの持参、来所時の体温測定、マスクの着用について、利用者・職員で徹底するようにしました。

表5 2階フロアの利用状況

月	のべ利用者人数				開所日数	1日平均の 利用者数	フロア利用者 実人数
	登録者		登録外	合 計			
	市 内	市 外					
4	5 0 8人	0人	4 4人	5 5 2人	2 0日	2 7人	5 6人
5	5 0 3	1	1 6	5 2 0	2 0	2 6	5 1
6	5 2 5	1	1 6	5 4 2	2 2	2 4	5 4
7	4 7 3	0	9	4 8 2	2 0	2 4	5 0
8	4 2 8	0	1 9	4 4 7	2 0	2 2	4 9
9	3 9 4	1	9	4 0 4	2 0	2 0	4 3
10	4 6 0	0	9	4 6 9	2 1	2 2	4 5
11	4 7 1	0	2 0	4 9 1	2 0	2 4	4 8
12	4 5 6	0	1 1	4 6 7	2 0	2 3	5 1
1	4 3 7	0	1 2	4 4 9	1 9	2 3	5 2
2	4 5 2	1	5 6	5 0 9	1 9	2 3	5 4
3	5 5 1	0	1 5	4 6 6	2 0	2 3	5 1
合計	5, 5 5 8人	4人	2 3 6人	5, 7 9 8人	2 4 1日	2 8 1人	—
平均	4 6 3人	0. 3 3人	1 9人	4 8 3人	2 0日	2 3人	5 0人

【評価と課題】

- ・しばらく利用されなかった利用者が、行き場所として、また話ができる場所としてフロアの利用を申込まれました。その利用者がフロアを利用されていると、その場に居た他の利用者から声を掛けられ嬉しそうな様子でした。このような状況から、今後も久しぶりに来られた利用者でも、安心して気軽に利用することができる場を提供できるよう心掛けていきます。
- ・家にこもりがちな利用者が日中の行き場としてフロアの利用されたことで、入院するこ

となく生活することができていることは評価できます。

②電話相談及び面接・訪問等

【目 的】

・フロアの利用が難しい方やそのご家族で、困りごと・相談等がある場合には、必要に応じて電話による相談及び面接・訪問等を行い、解決の糸口が見つかるように支援を行います。

【実 施 内 容】

・電話による相談日及び対応時間

月曜日～金曜日 9:00～17:30 (1回最大15分)

土曜日・祝日 9:00～12:00、13:00～17:30 (1回最大10分)

※日曜日及び8月13日～8月15日、12月29日～1月3日は休館のため対応を行いませんでした。

・面接・訪問による相談日及び対応時間

月曜日～金曜日 8:30～17:30

※土曜日・日曜日・祝日及び8月13日～8月15日、12月29日～1月3日は休館のため対応を行いませんでした。

・まほろばの開館日に、心配ごとや悩みごとを聞き、解決の糸口が見つかるよう支援しました。

・他の障害福祉サービス等を利用されている方については、相談支援専門員等とも連携し、サービス等利用計画やケアプランに沿った支援を行いました。

・他の障害福祉サービス等を利用されていない方については、はあとふるのコーディネーターと連携を取りながら支援を行いました。

表6 月別の利用者・家族の電話相談の状況(件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
2022年度	のべ件数	481	545	528	549	584	594	624	622	478	503	442	583	6,532件
	1日平均	18	20	20	21	23	23	24	23	19	20	18	21	20件/日
2023年度	のべ件数	556	584	572	616	636	571	665	587	499	452	376	509	6,621件
	1日平均	22	21	22	23	26	21	25	22	20	18	15	19	21件/日
増減	のべ件数	+75	+39	+44	+67	+52	-25	+41	-35	+21	-51	-66	-74	+89件
	1日平均	+4	+1	+2	+2	+3	-2	+1	-1	+1	-2	-3	-2	+1件/日

表7 月別の面接及び訪問の状況(件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
面接	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	2	0	8件
訪問	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1件
合計	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	2	0	9件

【評価と課題】

・利用者の中には、気持ちがしんどい時や不安な時に相談電話を利用され、傾聴することで落ち着いた方がおられました。

・多くの関係者に同じ内容を相談するあまり、情報過多に陥って混乱している利用者から

の相談がありましたが、一緒に整理をし、関係者が統一した対応を行ったことで、利用者が混乱することは減りました。今後も、利用者の話を傾聴し、必要に応じて相談支援専門員、関係機関と連携を図りながら支援していきます。

・電話相談を利用する利用者に対して、何かあった時に話を聞いてもらえる事業所があることは安心に繋がると 생각합니다。今後も気軽に安心して相談できる事業所として取り組んでいきます。

③利用者企画（同好会）

【目 的】

・利用者が主体となり企画・運営することにより、利用者の意欲を高めるとともに、利用者同士のつながりを深める機会とします。

【実 施 内 容】

・利用者企画・同好会の実施はありませんでした。

【評価と課題】

・利用者から、利用者企画の希望が出た場合は、必要に応じて支援していきます。

④しらとり会ミーティング

【目 的】

・しらとり会を利用する一人ひとりが意見を出し合い、しらとり会をより利用しやすくすることを目的として開催します。

【実 施 内 容】

・2023 年度より新型コロナウイルス感染症が、5 月より第 2 類から第 5 類へ変更になることにともない、6 月より再開する予定で検討していましたが、引き続き休止としました。

・しらとり会ミーティングチームについては、2022 年度に引き続き、毎月 1 回ミーティングを行い、意見箱に入っていた意見と、利用者・職員から出た提案等について話し合いました。

・しらとり会ミーティングチームの開催日とその際に出た意見、及び協議した結果については、表 のとおりです。

・話し合いの内容及び結果については、しらとり会通信や 2 階フロア（2 か所）に掲示してお知らせしました。

表 8 しらとり会ミーティングチームの開催日とその際に出た意見、及び協議した結果

実施月日		実施内容（議題等）	協議結果	参加者(人)		
月	日			利用者	職員他	合計
4	1 2	・意見箱（0 件） ・利用者からの意見（1 件） ・暑くなってきたので、ゴールデンウィークあけくらいから冷たいお茶にしてはどうですか。	⇒冷たいお茶は、5 月 9 日（火）から始めることになりました。	3	1	4
5	1 0	・意見箱（1 件） ・利用者からの意見（0 件）		3	1	4
6	1 4	・意見箱（0 件）		3	1	4

		・利用者からの意見（3件） ・ご飯の保温庫の上に使用済みの箸を入れる袋が置いてあるが、使用済みのものを食べ物の上に置くのはどうでしょうか。 ・保温庫を4階に置いてもらうことはできないのか。時々、保温庫のスイッチが切れていて、ご飯が温まっていないことがあるので、何か工夫できないか。 ・2階の台所の三角コーナーに、時々、使用済みのドリップコーヒーがひっくり返ったままになっていることがあり、コーヒーの粉が排水口に流れ込んで掃除がしにくいことがある。何か対策を考えてほしい。	⇒使用済みの箸を入れる袋は、電子レンジの上に移動しました。 ⇒4階は、今は常時開けていないので移動はできません。保温庫のスイッチは切らないようにして、使用後は、コンセントだけ抜くようにしてください。 ⇒三角コーナーにつけるネットを替えてみるなど、何かよい対策が、検討してみます。			
7	1 2	・意見箱（0件） ・利用者からの意見（1件） ・傘立てに傘を入れるときは、傘をきちんと巻いてとめてから入れるようにしてください。梅雨の時期や大雨の時などは、多くの方が利用されるため、傘が入れにくくなるため、ご協力をお願いします。	⇒みんなで気をつけていくことになりました。	3	1	4
8	9	・意見箱（0件） ・利用者からの意見（0件）		4	2	6
9	1 3	・意見箱（0件） ・職員から（1件） ・これまで担当していた職員が退職しました。新しく担当職員をつけるのは難しいので、今年度は毎月、職員が交代で参加することになります。このため、開催日を毎月第2水曜日に固定させていただきます。		3	1	4
10	1 1	・意見箱（0件） ・利用者からの意見（2件） ・避難訓練を実施しますか？ ・インフルエンザの予防接種を実施しますか？	⇒11月に実施する方向で調整しています。 ⇒11月2日に金田先生に来ていただきます。	4	1	5

		・職員から (1 件) ・いつから温かいお茶にしますか？	⇒まだ暑い日もあるため、11 月のミーティングチームの会議で日にちを決めることになりました。			
11	8	・意見箱 (0 件) ・利用者からの意見 (1 件) ・大掃除は行いますか？	⇒ワークセンターなかよしの作業が、年末最後の日(28 日)まで入っていることもあり、今回も行わないことになりました。	4	2	6
		・職員から (1 件) ・いつから温かいお茶にしますか？	⇒11 月 13 日から温かいお茶に切り替えます。			
12	1 3	・意見箱 (0 件) ・利用者からの意見 (0 件)		4	1	5
1	1 0	・意見箱 (0 件) ・利用者からの意見 (2 件) ・AED を女性に使いやすくするため、肌を隠す「AED シート」の製作を高校生が取り組んでいると新聞に出ていましたが、しらとり会でもこのシートを置くのを検討してみてもいいですか。 ・2 階の排水口に捨てられた氷が溜まっていると生ゴミが取りにくいので、どうにかならないか。	⇒詳しく調べて、次回のしらとり会ミーティングチームの会議で話し合うことになりました。 ⇒職員会議で話し合い、溜まった氷はお湯で溶かすことになりました。	4	1	5
2	1 4	・意見箱 (0 件) ・利用者からの意見 (5 件) ・「AED シート」について、今のところシートの作り方等の詳しい情報がないようなので、ひとまず三角巾等の布を準備することはできますか？ ・避難訓練はいつありますか？ ・最近また喫煙所でタバコを吸いながら話をしている人が増えてきているので、皆さんで気をつけましょう。 ・2024 年度のなかよしの保険の案内はいつもらえますか？	⇒職員会議で話し合い、布等を準備することとなりました。 ⇒3 月 25 日(月)に行う予定です。 ⇒みんなで気をつけていくことになりました。 ⇒所長より「先日書類が届きましたので、案内ができ次第、皆様に	4	2	6

		・2024年度の事業計画の掲示はしてもらえますか？	お知らせします」とのことです。 ⇒所長より「現在作成中です。作成終了後2階フロアに掲示します」とのことです。			
3	13	・意見箱（0件） ・利用者からの意見（0件）		4	1	5
計		12回開催	計	43	15	58

【評価と課題】

- ・意見箱の投書は1件しかありませんでしたが、利用者からの意見は、ない月もあるものの1件から数件ほど出ています。
- ・意見がミーティングチーム参加者の意見に偏りがちなところもあるため、他の利用者の意見をどう取り上げていくかが課題となっています。
- ・しらとり会ミーティングの開催が、ワークセンターなかよしの作業等の状況から従来の形での開催は難しいと思われるため、新しい形を検討していく必要があります。

⑤「あったか食堂」

【目的】

- ・準備・食事を一緒にすることで、利用者同士やボランティアとのつながりを深め、地域住民との交流の場とし地域の社会資源となるように、地域貢献の一つとして実施していきます。

【実施内容】

- ・開催を検討していくにあたり、対象と思われる方の状況を把握するため、ひきこもり者等の支援をしている職員と一緒に、ご自宅を訪問しました。

【評価と課題】

- ・ご家族の方にお会いすることはできましたが、ご本人にはお会いすることは叶わず、ドア越しでご挨拶でただけでした。実施にあたっては、入念な準備が必要と思われます。
- ・このような状況を踏まえ、今後は、はあとふるや地域包括支援センター等へも協力を仰ぎ、地域の状況を見極めながら、実施に向けて検討していきます。

⑥通信の企画・編集・発行（『SHIRATORI～Information～』と『旅立ち』（利用者の通信））

【目的】

（『SHIRATORI～Information～』）

- ・利用者が安心して地域で生活していくために、精神保健福祉に関する事柄や、生活に関する情報を発信します。
- ・関係機関や民生委員等に、しらとり会の活動を知ってもらうために発行します。

（『旅立ち』）

- ・利用者が自作を投稿し、読者の方に読んでもらうことで、自信に繋げ、得意なことを活かす機会となるよう支援していきます。

【実施内容】

（企画・編集について）

(『SHIRATORI～Information～』)

- ・1面の各月の内容については、表9の通りです。
- ・今年度も、精神保健福祉に関する事柄や生活に関する情報について、通信を通して読者と一緒に考えるきっかけとなることを意識して発信しました。
- ・2面にはご意見ご要望についての内容及びその結果と、なかよし・まほろばの月間の予定表等を掲載しました。

(『旅立ち』)

- ・当事者（障害のある方）を対象に募集した作品を掲載しました。

(発行・配布について)

- ・毎月1回、1日（ただし、1月は4日）に発行しました。
- ・毎月約450部を印刷し、利用者、関係者、市内の事業所等の他、県内の相談支援事業所、病院、行政等の関係機関や、市役所の地域共生推進課を通して市内の民生委員・児童委員へ配布しました。また、メール（30件／月）でも、関係機関へ配布しました。
- ・さらに、ホームページにも掲載しました。

表9 通信（1面）の内容

発行月	内 容 等
4	「障害者権利条約」について（その3）
5	「障害者権利条約」について（その4）
6	安全に自転車に乗りましょう
7	「冷房病（クーラー病）」について
8	「心のサポーター養成事業」について
9	心身の調整を整えるために〈睡眠の重要性〉
10	「世界メンタルヘルスデー」について
11	「季節の変わり目に起きやすい体調不良の原因と対策」について
12	新型コロナウイルス・季節性インフルエンザの流行に備えた対応について
1	新年のご挨拶 年男・年女の皆さんの「新年の抱負」
2	詐欺に気をつけましょう
3	災害時に派遣される「DPAT」について
発行回数	12回

【評価と課題】

(『SHIRATORI～Information～』)

- ・読者の方より、「1面の内容は分かりやすく説明されていて、よかったです」と、「勉強になるので綴っています」という意見をいただきました。通信1面という限られた紙面ですが、精神保健福祉・障害者福祉に関する事がらや、生活に関するタイムリーな話題を提供することができたのではないかと評価できます。
- ・今後も、精神保健福祉・障害者福祉の情報や、その季節ごとの話題等を情報提供していくことで、多くの当事者・市民の方々に、しらとり会や精神保健福祉について、興味・関心をもってもらえるよう企画していきます。

(『旅立ち』)

- ・読者の方より、「利用者の純粋さが出ていますね」という意見をいただきました。
- ・今後も利用者自身の思いを自作で表現できる機会として、また強みを生かす機会として発行していきます。

⑦学生実習（精神保健福祉士）の受け入れ

【目 的】

- ・精神保健福祉士養成において、養成校(大学や専門学校等)と協力・連携し、人材育成に寄与していきます。
- ・学生が利用者との関わりを通して、精神保健福祉の現状と利用者が抱える課題やニーズ、精神保健福祉士としての役割等について理解を深めるために実施します。
- ・利用者が、学生に自らの体験を語ることで、当事者としての専門性を活かし、自身を振り返る機会とします。

【実 施 内 容】

- ・実習・見学の受け入れ状況については、以下の表のとおりです。

表 10 実習受け入れの状況

対象資格等	依頼機関	実習人数（人）
精神保健福祉士	県立広島大学	2
	広島文教大学	1
	広島国際大学	1
	日本福祉大学	1
	広島福祉専門学校	1
	専門学校福祉リソース カレッジ広島	1
合計	6 か所	7 人

- ・利用者との関わりを持ってもらうため、まほろば・なかよし両方の事業所の実習を組み入れ、実習計画に基づいたプログラムを作成しました。
- ・実習学生には、利用者と一緒に説明し事業所の概要を説明し、その後、利用者は自身の体験を話しました。
- ・養成校（大学）の実習連絡協議会に出席しました。

【評価と課題】

- ・実習協議会では、養成校から精神保健福祉士養成課程における教育内容等について説明があり、2023 年度の取り組みについて教えていただくことができました。今後も、実習受入事業所としてより充実した実習となるよう、引き続き養成校との協力・連携を図りながら進めていきます。
- ・事業所の概要を説明する利用者は、現在 2 名のみです。その 2 名が交代で学生に説明を行っているため、少し負担になっているという意見が出ています。今後は、一緒に説明する利用者を増やしていくことが課題となっています。

⑧地域行事等への参加（バザー等）

【目 的】

- ・しらとり会の活動を地域に知ってもらうために行います。

【実 施 内 容】

- ・賀茂精神医療センターや東広島健康福祉祭りの実行委員会等から参加の依頼がありましたが、2023 年度は参加を見送りました。

【評価と課題】

- ・今後も依頼等があれば、状況を見ながら検討実施していきます。

⑨「ピアサロンこころ」への支援

【目 的】

（・同じ障害や病気を持つ者同士が、互いに支え合える関係になっていくことを支援します。）

【実施内容】

- ・2023年度の「ピアサロンこころ」の実施については、以下の表の通りです。

表 11 「ピアサロンこころ」の実施状況

回	日 程	時 間	会 場	人数	備 考
1	4 月 1 日(土)	13:00～15:00	東広島市総合福祉センター	9人	
2	5 月 13 日(土)	13:00～14:00	東広島市総合福祉センター	1	
3	6 月 3 日(土)	13:00～15:00	東広島市総合福祉センター	3	
4	7 月 8 日(土)	13:00～14:00	東広島市総合福祉センター	1	
5	8 月 5 日(土)	13:00～15:00	東広島市総合福祉センター	1	*くれんどより見学3人
6	9 月 9 日(土)	13:00～15:00	東広島市総合福祉センター	3	
7	10 月 14 日(土)	13:00～14:00	東広島市総合福祉センター	1	
8	11 月 11 日(土)	*会場閉館のため中止		—	
9	12 月 2 日(土)	13:00～15:00	東広島市総合福祉センター	4	
10	1 月 13 日(土)	13:00～15:00	東広島市総合福祉センター	2	
11	2 月 3 日(土)	13:00～15:00	東広島市総合福祉センター	4	
12	3 月 2 日(土)	13:00～15:00	東広島市総合福祉センター	3	
計	11回開催		合 計	32人	

【評価と課題】

- ・継続して開催しているため、久しぶりの参加でも、安心して参加ができるという声があります。
- ・ご家族で参加される方もあり、他の人から病気について話を聞くことで、自分の家族の病気を客観的に見ることができた、という声がありました。
- ・ホームページで紹介していることで、他の市の事業所から精神障害のピア活動を始めたということで見学がありました。
- ・はあとふるだけでなく、障がい福祉課・医療保険課・社会福祉協議会等からも問い合わせがあったが、参加にはつながっていません。今後、ピアサロンこころの代表と周知についても検討していきます。

⑩フットサル

【目 的】

（・フットサルを通して、余暇の充実や当事者同士の交流を図ります。）

【実施内容】

- ・毎月1回、9時30分～11時30分、フットサルの練習や試合を行いました。
- ・休憩時のマスク着用や接触をさける等、感染症対策を行い実施しました。

【評価と課題】

- ・感染症対策を行うことで、参加者からの新型コロナの感染等はなく、毎月実施することができました。
- ・市外の精神障害のある方のフットサルチームから交流試合の誘いがあるため、企画を検討していきます。
- ・2023 年度に 1 名の方が新たに参加されるようになりました。引き続き、フットサルに関心のある障害のある方への周知を行っていくことが課題となっています。

表 12 「フットサル」の実施状況

月	日(曜日)	場 所	参加者数 (人)			
			当事者		職員他	合計
			しらとり会	しらとり会		
4	22 (土)	西条中央公園	1	4	1	6
5	20 (土)	西条中央公園	1	3	1	5
6	24 (土)	西条中央公園	1	1	1	3
7	15 (土)	西条中央公園	1	2	1	4
8	19 (土)	西条中央公園	1	2	1	4
9	16 (土)	西条中央公園	1	2	1	4
10	21 (土)	西条中央公園	1	2	1	4
11	18 (土)	高美が丘公園	1	2	1	4
12	16 (土)	高美が丘公園	1	2	1	4
1	20 (土)	雨天中止	-	-	-	-
2	17 (土)	高美が丘公園	1	2	1	4
3	16 (土)	高美が丘公園	1	2	1	4
実施回数		1 1 回	合計		11	24
					11	46

⑪家族のつどい

【目 的】

- ・家族が交流を通して、同じ悩みをもつ者としての共感や理解を深め、障害当事者にとってよりよい支援者になるよう、また家族自身が元気を取り戻すことができるよう支援します。

【実 施 内 容】

表 13 家族のつどいの実施状況

回	日 程	時 間	人数
1	4 月 11 日(火)	13 : 30~15 : 00	5 人
2	6 月 13 日(火)	13 : 30~15 : 00	7
3	8 月 8 日(火)	13 : 30~15 : 00	5
4	10 月 6 日(火)	13 : 30~15 : 00	6
5	12 月 12 日(火)	13 : 30~15 : 00	5
6	2 月 13 日(火)	13 : 30~15 : 00	8
計	6 回開催	合 計	3 6 人

【評価と課題】

- ・実利用として、10 名の方が参加されました。当日参加されなくても、参加者数とほぼ同数の欠席連絡があり、関心を寄せてくださっていることがわかります。
- ・家族同士でアドバイスをしあったり、ご自分の家族の対応に役立つという声が聞かれ、

有意義な場となっています。

・関係機関からの問い合わせも多かったため、リーフレットを作成し、はあとふる・市の医療保険課・包括支援センター等へ配布し、広く周知することができました。今後、相談支援事業所等へも周知をし、家族のつどいにつながるよう支援していきます。

⑫地域サロンへの支援

【目 的】

〔・地域の方々と交流のできる場の充実を図ります。〕

【実 施 内 容】

表 14 「松賀サロン」への参加状況

日	時	内 容 (場所)	参加者
12 月 27 日 (木)	10:00~15:00	日帰り小旅行 (白竜湖)	4 人
3 月 28 日 (木)	12:00~14:00	食事会 (松賀サロン)	4 人

【評価と課題】

・2023 年度については、松賀サロンの世話人さんから声がかかり、4 年ぶりに交流会を開催することができました。

・松賀地域の方たちの年齢が高くなってきているため、交流会の内容については、松賀地区の世話人さんと協議しながら進めていく必要があります。

⑬「東広島市生活サポート事業」への協力

【目 的】

〔・障害者が地域生活において受ける恐れのある権利侵害の防止を図るため、「生活協力員 (生活サポーター)」を派遣することにより、障害者の福祉増進に質することを目的として行われる「生活サポート事業」の実施を支援します。〕

【実 施 内 容】

・社会福祉法人平成会が事務局となり実施する生活サポーターミーティングに参加し、精神保健福祉に関する勉強会、現在支援しているケースについての情報共有を行いました。

表 15 「生活サポーターミーティング」の開催状況

回	日 程	時 間	会 場	備 考
1	4 月 21 日 (金)	13:30~15:00	宮領ワークセンター	
2	6 月 16 日 (金)	13:30~15:00	宮領ワークセンター	
3	8 月 18 日 (金)	13:30~15:30	宮領ワークセンター	*こころのサポーター研修
4	10 月 20 日 (金)	13:30~15:00	宮領ワークセンター	
5	12 月 15 日 (金)	13:30~15:00	宮領ワークセンター	
6	2 月 16 日 (金)	13:30~15:00	宮領ワークセンター	

【評価と課題】

・現在、生活サポートを受けている 1 人の方へ、2 人の生活サポーターさんが支援に入ってくれており、情報共有を通して、支援の方向性の確認ができています。また、他の生活サポーターさんも毎回支援について共有する中で、生活サポーターとして、何かをしてあげるではなく、「共に考える」という視点を大切にすることを学ぶことができています。

- ・広島県主催の「こころのサポーター養成事業」を、毎年12月実施している合同研修に振り替え、生活サポーターさんだけでなく、東広島市の自立支援協議会の精神保健福祉部会の構成機関等へも周知し、幅広い参加を得ることができました。

- ・平成会と協力し、生活サポーターの数を増やしていくこととともに、生活サポーターの支援を受けたいというニーズの掘り起こしを合わせて行っていくことが課題となっています。

(3) 住宅入居等支援事業（東広島市より委託）

1) 事業実施期間

2023年4月1日 ～ 2024年3月31日

2) 事業概要

賃貸契約によるアパート等への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により、入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。また、入居後の緊急時に対応できる夜間休日電話相談体制を整備していきます。

3) 事業内容

①入居支援

不動産業者への物件あっせん依頼、入居契約手続き支援等、入居に必要な調整等を行います。

②地域の支援体制に係る調整

関係機関等との連携・調整を図り、安心して地域生活を維持継続していけるような支援体制を作っていきます。

③24時間支援（＊アパート等での一人暮らし開始後に対応）

他の機関が休みになる夜間・休日であっても緊急時の対応ができる支援体制をとります。（夜間電話などによる対応）

④啓発活動（研修会等）の企画・実施

2023年度は研修会を実施する予定でしたが、都合により実施しませんでした。

このため、2024年度は研修実施の年ではありませんが、研修会を実施する予定です。

※この事業は、地域移行支援事業の対象者以外の方に適応されます。

4) 実施内容

①支援活動

・事業対象者 0人

5) 評価と今後の課題

・2023年度の事業対象者は0人でした。

・事業についての問い合わせが1件ありましたが、具体的な実施には至りませんでした。

・2024年度は、事業の周知を行っていくとともに、行政や関係機関等と連携を図り、事業推進に向けて取り組んでいきます。

3. ワークセンターなかよし

(1) 就労継続支援B型事業

1) 利用者の状況について

表 16 各月の利用の状況

月	契約者数 (月末時点)	新規利用者数	退所者数	実利用者数	延利用者数	開所日数	1日あたりの平均利用者数(人)		
							2023年度	2022年度	2021年度
4	47	0	1	39	480人	20日	24.0	25.9	23.0
5	46	0	0	40	469	20	23.45	25.63	21.6
6	46	0	0	40	512	22	23.27	25.09	23.7
7	46	0	1	38	442	20	22.1	24.35	23.1
8	44	1	2	35	401	20	20.05	23.4	21.6
9	42	0	2	37	407	20	20.35	22.9	25.2
10	43	1	0	38	438	21	20.8	25.15	25.1
11	44	2	1	37	444	20	22.2	24.9	25.8
12	43	0	1	38	432	20	21.55	21.7	25.1
1	43	0	0	39	407	19	21.42	22.47	21.8
2	45	2	0	40	428	19	22.52	24.0	24.5
3	46	1	0	37	435	20	21.75	23.86	23.2
合計	535	7	8	458	5,295人	241日	*(21.97)	*(24.1)	*(23.6)

(*() は、その年度の平均を示す)

表 17 利用の状況(平均値)

項 目	2023年度	(参 考)		
		2022年度	2021年度	2020年度
月平均利用者数	38.2人	41.3人	38.5人	36.8人
月平均開所数	20.08日	20.16日	20.08日	20.0日
1日平均利用者数	21.97人	24.1人	23.6人	22.5人

表 18 年度末の利用者の性別及び年齢別構成

項 目		2023年度	2022年度	2021年度	2020年度
年度末現在の登録者数		46人	43人	46人	43人
性 別	男性	31	30	35	33
	女性	15	13	11	10
年 齢 別	10歳代	0	0	0	0
	20歳代	2	1	1	2
	30歳代	4	3	4	3
	40歳代	15	19	21	23
	50歳代	18	13	15	10
	60歳代	6	6	4	5
	70歳代	1	1	1	0

(参 考)

(＊年度末の利用者の状況)

障害区分	
身体障害	1 人
知的障害	3
精神障害	4 2
そ の 他	0
合 計	4 6 人

支援区分	
区分 1	0 人
区分 2	5
区分 3	6
区分 4	0
区分 5	0
区分 6	0
区分なし	3 5
合 計	4 6 人

生活状況	
独 居	1 6 人
家族と同居	2 9
グループホーム	1
合 計	4 6 人

図 7

【性 別】

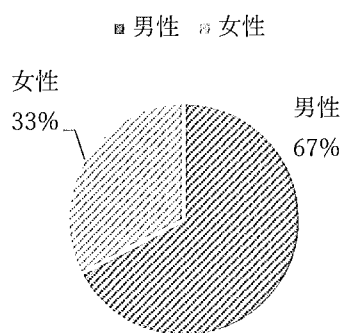


図 8

【年 齢 別】

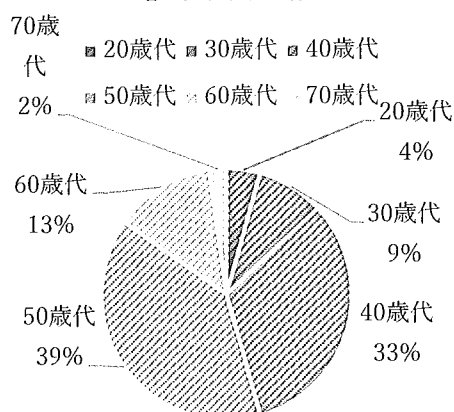


図 9

【障害別】

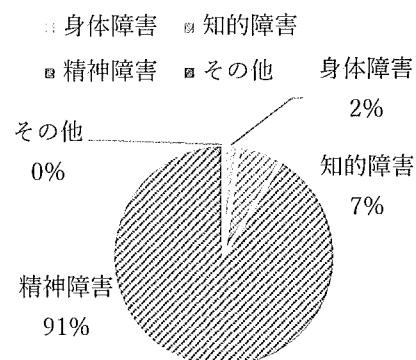


図 10 【支援区分】

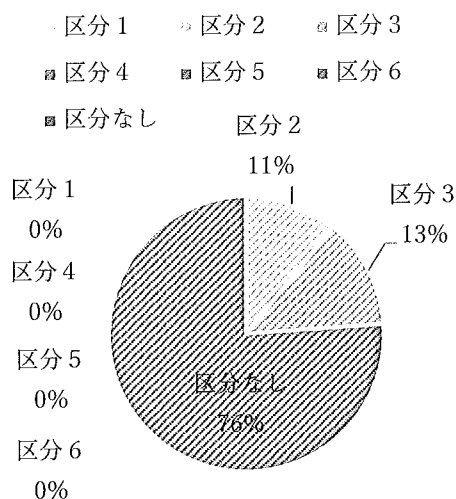
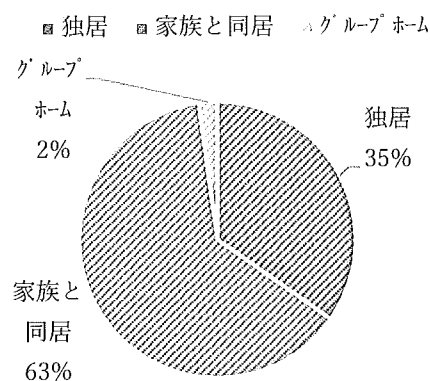


図 11 【生活状況】



＊全体を通しての傾向

- ・全体としては、男性と女性の割合は 2:1 ですが、最近では、女性利用者が微増しています。
- ・20 歳代の利用者もありますが、全体的には高齢化が進んでいます。(平均年齢 50.2 歳)
- ・利用者の 9 割は、精神障害のある方となっています。

＊新規利用者の経路

- ・まほろばの相談支援専門員からの紹介： 5人
- ・はあとふるからの紹介： 1人
- ・包括からの紹介： 1人 (計 7人)

＊退所者の状況

- ＊就職： 2人
- ＊他事業所： 4人
- ＊在宅： 1人
- ＊入院： 1人 (計 8人)

2) 重点項目について

【目的等基本方針】

◎利用者一人ひとりの、その人らしく“働く”ことを支援していきます。

(安心して作業活動が行える環境の整備、作業活動の充実・就労支援)

- ・ワークセンターなかよしを、何のためにどのように利用するかを確認し、個別支援計画に盛り込むことで、利用者一人ひとりがその人らしく働くことを支援し、利用者の希望する生活の実現に向けてサポートしていきます。
- ・個別の面接やミーティング等を活用し、利用者が安心してより良い作業活動が行えるようにしていきます。
- ・地域共生社会の推進を踏まえ、農福連携等、引き続き地域住民やその他の関係者の連携・協働による作業活動について検討していきます。作業の導入にあたっては、個々に合わせた適切な作業内容となるよう配慮していきます。
- ・2023（令和5）年度は目標平均工賃12,000円以上を目指して、少しでも収入アップにつながるよう働きかけていきます。また、所内作業については、時給200円を目指して取り組んでいきます。
- ・一般就労を目指す利用者には、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら支援していきます。

【評価と課題】

- ・「利用者一人ひとりのその人らしく働くことを支援する」ことについては、2023年度も、個別支援計画をもとに、一人ひとりのワークセンターなかよしの利用目的に沿った働き方を大切にして支援してきました。自己決定により、通所日、作業時間、作業内容、休息等を選ぶ体制を維持するとともに、ミーティングや面接等を通して、意見が言える環境づくりを進めてきました。ただし、ミーティングについては、利用者との活発な意見等がなくなってきましたので、活性化に向けた検討が必要となっています。
- ・平均工賃については、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定」により新しい計算方式が示されたため、この計算方式により算出したところ、2023（令和5）年度は平均工賃16,459円となり、目標の12,000円が達成できることとなりました。
- ・時給を20円アップすることができ（12月分より）、時給（所内作業）200円を達成することができました。
- ・2022年度に引き続き、今後の作業の減収等に備えるため工賃変動積立金を積み立てました。活用としては、今後の下請け等の所内作業の減収分に対応していくほか、さらなる

工賃アップに向けて利用者に還元できるように検討していきます。また、負担なく作業ができるような環境整備等への活用についても検討していきます。

・2023 年 5 月より、新型コロナ感染症は 5 類へ移行しましたが、引き続き、検温、マスクの着用等、引き続きコロナの感染予防・感染拡大対策を継続しました。職員・利用者から陽性者が数名出ましたが、クラスター等の発生には至りませんでした。引き続き、マスクの着用等の対策を継続していきます。

2) 具体的な活動内容等

① 作業活動の内容

・作業は、所内での作業と所外での作業の 2 つに分けている。

- | | | | |
|---------|---|---------------|----------------|
| a) 所内作業 | : | ・菓子箱折り作業 | (株)さくらや |
| (下請作業) | | ・段ボールの組立て作業 | (株)広島キョードー |
| | | ・段ボールの組立て作業 | (松田葵段ボール(株)) |
| | | ・自動車部品の加工作業 | (株)山本製作所 |
| | | ・自動車部品の加工作業 | (有)ライトプランニング |
| | | ・自動販売機の維持管理作業 | |
| b) 所外作業 | : | ・アパート共有部分清掃作業 | (有)ぽけっと |
| (請負作業) | | ・地方情報誌の配布作業 | (プレスネット配送センター) |
| | | ・健診会場設営作業 | (東広島市 子ども家庭課) |
| | | ・保育所園庭の草取り作業 | (東広島市 保育課) |
| | | ・市営駐車場等の清掃作業 | (東広島市 建設管理課) |
| | | ・米の張込み作業等 | (JA 全農ひろしま) |
| | | ・資源回収作業 | (個人宅等) |
| | | ・草取り作業 | (個人宅) 等 |

② 具体的な活動内容等

【目的等基本方針】

○所内作業（箱折り・自動車部品加工・段ボール組み立て 等）

○所外作業（農福連携による農作業、米の張込等作業、清掃、草取り、資源回収、地域情報誌の配布、 等）

- ・利用者の働く力や可能性を引出し、利用者と共に作業工程を一緒に考えていきます。
- ・個別支援計画に基づいて、一人ひとりに合った環境を工夫し整えていきます。
- ・職員、利用者と共に作業の報告・相談・連絡を行っていきます。
- ・新たな作業を開拓していくとともに、既存の作業についても、企業へ積極的に働きかけ、作業の種類や量を増やしていきます。
- ・行政機関等に対して、作業の受注について積極的に働きかけを行っていきます。
- ・農福連携（東広島市の農業法人と福祉事業所の連携）の作業については、行政や自立支援協議会（収入ネットワーク等）とも連携しながら、地域の方々とも協働して進めていきます。

【実施内容】

- ・2023 年度も新型コロナウイルス感染症の影響はいまだありましたが、下請け作業等は途切れることはありませんでした。
- ・行政からの作業については、2022 年度に引き続き、東広島市の子ども家庭課の検診会場設営作業、保育課の園庭の草取り作業を受託することができました。また新たに、建設管理課より駐車場管理清掃作業を受託し実施しました。
- ・個人宅の草取りや資源回収等の作業は、リピーターからの依頼が定着してきています。

【評価と課題】

- ・下請け作業等の時給を 20 円アップし、200 円とすることができました。
- ・依然として下請け作業の作業単価が低いため、さらなる工賃アップにつながるよう、関係企業と交渉していく必要があります。また、作業の入荷量が減ってきていることもあるため、新たな協力企業を開拓していく必要があります。
- ・所外作業に取り組むことで、休まず通所できるようになったり、工賃アップを求めて積極的に作業に取り組もうとする利用者も出てきています。
- ・農福連携の作業については、自立支援協議会の部会等にも参加し情報収集に努めましたが、委託実施するまでには至りませんでした。引き続き、実施に向けて検討していきます。

<工賃について>

- ・2023 年度の平均工賃は、月額 16,459 円となりました。
- ・2023 年度の作業等の収支については、表 19（37 頁）参照。
- ・収支差額の 963,320 円は、工賃変動積立金として積み立てました。

3) 作業活動以外の支援について

○ミーティング

【目的等基本方針】

- ・毎日、朝の作業開始前及び夕方の作業終了後にミーティングを行い、体調や日々の作業活動について確認を行います。
- ・作業のことやなかよしの利用に関することについて話し合いを行う作業ミーティングは、原則、毎月工賃支給日に行います。
- ・出てきた課題等を利用者・職員で共有するとともに、具体的な改善策を検討し、解決できるような体制をとっていきます。

【実施内容】

- ・毎日欠かさず、作業開始前・作業終了後に、ミーティングを実施しました。
- ・ミーティングを行うことで、利用者・職員ともに一日の流れや伝達事項等、また次の日の状況等を確認し合いました。
- ・ミーティングでの伝達事項については、利用者に漏れなく伝わるよう、複数回（朝夕及び次の日の朝等）口頭で伝えることとあわせて、ホワイトボードを活用するなど工夫し対応しました。
- ・毎月の工賃支給日には、朝の作業開始前に作業ミーティングを実施しました。（表参照）

表19

作業等収支

[収 入]

[支 出]

[収支差額]

	A	B	C	D	E	F	G	リサイクル	自販機	地方情報誌配布	委託 H	専取 (個人)	委託 I	委託 J	計	合計
4月	63,810	56,900	46,781	17,280	43,209	192,000	8,900	3,000	3,000	20,300	15,600	0			470,780	491,708
消費税				1,728		19,200									20,928	
5月	15,838	42,460	36,278	14,400	25,950	192,000	8,900	3,000	3,000	15,225	15,600	20,000			392,651	413,291
消費税				1,440		19,200									20,640	
6月	32,483	21,990	43,080	17,280	38,221	192,000	8,900	3,000	3,000	25,375	15,600	15,000			415,929	436,857
消費税				1,728		19,200									20,928	
7月	50,448	27,130	29,582	11,520	62,567	192,000	8,900	3,000	3,000	20,300	15,600	67,000			491,047	511,399
消費税				1,152		19,200									20,352	
8月	43,405	20,330	22,624	11,520	61,961	192,000	8,900	3,000	3,000	20,300	15,600	27,000			429,640	449,992
消費税				1,152		19,200									20,352	
9月	32,876	22,750	20,076	17,280	59,990	192,000	8,900	3,000	3,000	20,300	15,600	46,200			441,972	462,900
消費税				1,728		19,200									20,928	
10月	15,589	32,860	38,632	14,400	58,306	192,000	8,900	3,000	3,000	20,300	15,600	11,000			413,587	434,227
消費税				1,440		19,200									20,640	
11月	27,467	24,670	39,222	11,520	50,546	192,000	8,900	3,000	3,000	25,375	15,600	25,000			426,300	446,652
消費税				1,152		19,200									20,352	
12月	71,144	22,150	40,064	14,400	41,670	192,000	8,900	3,000	3,000	10,150	15,600	31,000			453,078	473,718
消費税				1,440		19,200									20,640	
1月	12,803	27,750	29,383	11,520	39,240	192,000	8,900	3,000	3,000	20,390	15,600	21,200			384,786	405,138
消費税				1,152		19,200									20,352	
2月	25,342	24,360	24,634	17,280	43,460	192,000	8,900	3,000	3,000	25,375	15,600	0			382,951	403,879
消費税				1,728		19,200									20,928	
3月	30,158	32,520	18,763	17,280	40,450	192,000	8,900	3,000	3,000	20,300	15,600	10,000	172,799	249,600	814,370	835,298
消費税				1,728		19,200									20,928	
合計	421,363	355,870	389,119	193,248	565,570	2,534,400	106,800	36,000	36,000	243,690	187,200	273,400	172,799	249,600	5,765,059	5,765,059
内消費税				17,568		230,400									247,968	

※

※収支差額 963,320円は、工賃変動積立金として積み立てる。

・ミーティングで出てきた課題は、利用者・職員でともに話し合い、できるところから解決していくようにしました。

【評価と課題】

・ミーティングがあることで、その日にあった問題や意見を出せる環境ができていることや、利用者・職員でともに解決に向けて取り組んでいることは評価できます。

・ただし、ミーティングについては、利用者からの活発な意見等が少なくなっているため、ミーティングの活性化に向けた検討が必要となってきました。

・ミーティング以外でも、作業環境等について利用者から要望や意見が出てきた際には、改善に向けて取り組んでいきます。

表 20 作業ミーティングの実施内容

No	実施日	参加人数	議 題	対応策
1	4月25日(火)	17人	・作業等についての感想ほか	
2	5月29日(月)	22	・2階の灰皿のバケツに、タバコのフィルムや外箱が入っていることがあるので、入れないようにしてほしい。 ・なかよしの利用者だけが知っていて、まほろばだけを利用する利用者が知っていないことがあるので、まほろばだけの利用者にも伝えるようにしてほしい。	・吸い殻以外のゴミは、ゴミ箱に捨てることになった。 ・明日の職員会議で、話し合うことになった。
3	6月28日(水)	17	・更衣室を掃除したときに出るゴミは、1階作業室の手洗い場の隣にあるゴミ箱に捨ててほしい。	・みんなで気をつけていくことになった。
4	7月25日(火)	13	・作業等についての感想ほか	
5	8月25日(金)	15	・自動販売機の売り切れのところには、何か新しい商品を入れないのですか。	・今は季節の変わり目で、夏の季節商品は終了になる。今は入れないことになった。
6	9月25日(月)	18	・日報を書く机の下のゴミ箱には、ちりどりのゴミを捨てないでほしい。	・ピンクの市の指定のゴミ袋に入れることになった。
7	10月25日(月)	14	・お昼のお茶について、冷たいものから温かいものにいつ変えますか？	・来月のミーティングで決めることになった。
8	11月24日(金)	19	・ボールペンの芯が出たままになっていることがあるので、収めてほしい。	・みんなで気をつけていくことになった。
9	12月25日(月)	23	・4階の食堂で出た生ゴミは、流し台の三角コーナーに捨ててください。 ・2階の流し台に氷が溜まっていて、ゴミが取りにくいことがある。 ・1階のトイレに水が散っていることがあり、掃除しづらい。	・みんなで気をつけていくことになった。 ・氷を捨てた人は、氷を溶かすことになった。 ・散らした人は、モップで拭くことになった。
10	1月24日(水)	20	・作業等についての感想ほか	
11	2月26日(月)	22	・作業等についての感想ほか	
12	3月25日(月)	21	・作業等についての感想ほか	
計	12回開催	221人		

○利用者との振り返り等

【目的等基本方針】

- ・個別支援計画が利用者の現状に沿った形となるよう、定期的な振り返りを行い再確認していきます。
- ・また、緊急時の対応方法（連絡先、避難経路・避難先等）についても確認していきます。
- ・相談支援専門員等とも常時連携を図り、新たなニーズが出てきた場合などには、相談支援専門員に働きかけサービス担当者会議の開催を依頼します。
- ・振り返りで出てきた評価を、今後の支援に活かしていきます。
- ・振り返りの内容を職員会議で報告し、職員で共有します。
- ・通所されても作業活動に参加しない利用者については、月に一度振り返りを行い、状況を確認していきます。また、その方の状況に合わせた作業活動への参加を促していきます。
- ・休みが続いている利用者には、相談支援専門員とも連携して、定期的に電話等で連絡をとり状況を確認するとともに、通信を発送する等、事業所の情報をお知らせします。また、個々の状況に応じて家庭訪問等を実施していきます。
- ・通所されても作業活動に参加しない利用者を含め、利用者との日々のコミュニケーションを大切にし、その人その人の思いを聞きながら、利用者一人ひとりの目的に沿った支援を行っていきます。
- ・相談支援専門員がついていないセルフプランの方には、相談支援専門員がつくように働きかけていきます。

【実施内容】

- ・ワークセンターなかよしの利用目的を再確認し、個別支援計画の修正等を行うとともに、個別支援計画による一人ひとりに沿った支援を心がけました。
- ・利用者からの相談や振り返りについて、相談支援専門員と連携をしながら対応していきましました。
- ・利用者との振り返りの中で出てきた職員間で情報共有が必要な内容については、その都度職員会議で報告し共有を図りました。
- ・休みがちな利用者には、電話等で連絡を取ることによって状況を確認するとともに、必要に応じて作業等の情報提供を行い、通所を呼びかけました。
- ・長期的な休みの利用者については、相談支援専門員と連携を図り、個別に家庭訪問を行いました。

【評価と課題】

- ・電話連絡により作業等の情報提供をすることによって、通所への意識が出てきている利用者があることは評価できます。
- ・電話連絡や家庭訪問等を行うなど、定期的に繋がり続けることで、退所するのではなく、「またワークセンターなかよしを利用したい」と思うモチベーションの維持につながっていることも評価できます。
- ・BCPの作成に基づき、緊急時の対応方法（連絡先、避難経路・避難先等）について、確認し、整理していく必要があります。
- ・利用者の近況や思いを把握し支援につなげていくため、2024年度は2～3か月に1度面接を行うように計画しています。

○健康管理

【目的等基本方針】

- ・健康の維持と疾病等の予防・悪化防止を目的に体調を確認し、必要に応じてそれぞれの相談支援専門員や主治医・訪問看護等とも連携を取り、対応していきます。さらに、希望に応じて、医療機関等への同行支援を行っていきます。
- ・利用者自身が体調管理できるように、サポートしていきます。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止のため、来所時の検温・体調確認、マスクの着用・手洗い・消毒・咳エチケットを継続していきます。（個々の状況によっては、利用の停止及び医療機関の受診勧奨等、行政等とも連携しながら対応していきます）

【実施内容】

- ・2022年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止のために、検温、マスクの着用、体調の確認、消毒、換気等の感染対策を徹底しました。
- ・個々の状況に応じて、医療機関への受診勧奨や、行政機関等とも連携して対応しました。
- ・インフルエンザの予防接種については、協力医療機関と連携し実施しました（7名実施）
- ・健康の維持と疾病等の予防・悪化防止のために、相談支援専門員や医療機関等とも連携を取りながら支援していききました。

【評価と課題】

- ・職員・利用者の中で新型コロナウイルス感染症の感染者が一部出ましたが、クラスターにはなりませんでした。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染対策については、2024年度も一部継続して実施していきます。
- ・必要に応じて、相談支援専門員や医療機関等とも連携しながら、利用者自身の健康管理と体調の管理ができるよう、サポートしていきます。

○就労支援の推進

【目的等基本方針】

- ・関係機関と連携し、ご本人の状況に合わせ、働く力や可能性を尊重した就労支援を行います。ニーズに応じて、関係機関等とも連携しながら、ハローワークへの同行支援、企業訪問、企業実習等の支援を行っていきます。
- ・就職されたのちにも、ストレスを溜めこまず継続して就労できるよう、ご本人の希望があれば定期的に振り返りを行っていく等、関係機関とも連携を取りながら支援していきます。

【実施内容】

- ・3名の利用者が就職活動に取り組みました。
- ・一般就労を希望する利用者に対しては、個別に面接を実施するとともに、必要に応じて、ハローワークとの連携を行いました。
- ・過去の利用者に対して、就職先でのトラブル等について、ご本人やご家族と面談を行うとともに、企業や関係機関との調整等を行うなど支援しました。

【評価と課題】

- ・ 2 名が一般就労へつながりました。
- ・ 所外作業に従事することで、少しずつですが一般就労へ意識が出てきている利用者があることは評価できます。
- ・ 2024 年度も引き続き、利用者のペースに合わせて就労支援を行っていきます。

○送迎の実施

【目的等基本方針】

- ・ 精神的・身体的理由及び交通手段が限定されており通所が難しい利用者に対しては、個別支援計画に基づき送迎を行います。
- ・ 利用者の利用状況や範囲・時間等について検討し、開所日にあわせて送迎を実施していきます。

【実 施 内 容】

- ・ 個別支援計画に基づき、開所日に合わせて送迎を行いました。必要に応じて、個別に対応しました。
- ・ 2023 年度の送迎の実施状況は、表の通りです。

【評価と課題】

- ・ 個別に対応することで、ご本人の希望する利用ペースに合わせた支援を行いました。
- ・ 今後、より送迎の希望が増加することになれば、職員体制や配車の都合によっては、すべてのニーズに対応することが難しくなっていることが課題です。

表 21 送迎の実施状況

月	実施日数（日）	延利用者数（人）
4	20 日	204 人
5	20	206
6	22	229
7	20	200
8	20	202
9	20	185
10	21	208
11	20	239
12	20	232
1	19	211
2	19	214
3	20	223
合計	241 日	2553 人

＊ 1 日の平均利用者数 10.6 人

4) 職員としての資質の向上をはかるために

【目的等基本方針】

- ・職員ミーティングの充実を図ることで、利用者の状況や作業等の情報共有に努め、振り返りや作業ミーティング等で出てきた課題の解決に向けて取り組んでいきます。
- ・ワークセンターなかよしの職員だけで解決できない課題については、法人の職員会議等で検討し、具体的な改善を図っていきます。
- ・自立支援協議会の収入アップネットワーク・就労部会等の会議に参加し、市内の他の事業所からの情報収集を行うとともに、企業や行政等へも働きかけ、収入アップにつながるよう、作業の開拓等を行っていきます。
- ・勉強会の開催や、研修会に参加するなど研鑽をつむことにより、その人その人の障害特性への理解を深めるとともに、支援方法等についてスキルアップを図っていきます。

【実 施 内 容】

- ・毎月1回もしくは2回、作業後に職員ミーティングを実施し、利用者の状況についての情報共有を図りました。その他必要に応じて、職員の支援の振り返りや個別対応のあり方等について話し合いました。
- ・東広島市の自立支援協議会の部会（精神保健福祉部会、就労部会、収入アップネットワーク、聴覚部会、障害者支援施設連絡会（SKH））に定期的に参加し、他の事業所の意見交換や情報共有を行いました。
- ・それぞれの職員が、自分の希望する研修会に参加し自己研鑽に努めました。

【評価と課題】

- ・定期的に職員ミーティングを開催することで、その都度利用者の状況について情報共有でき、同じ方向を向いて支援ができたことは評価できます。
- ・引き続き、部会や研修会等に参加するなど、自己研鑽を積み、障害特性への理解や、支援方法等についてスキルアップを図っていく必要があります。

表 22 東広島市自立支援協議会の部会等への参加状況

東広島市 自立支援協議会	部会等会議名	参加回数
	収入アップネットワーク	5回
	就労部会	4回
	精神保健福祉部会	10回
	聴覚部会	7回
	障害者支援施設連絡会（SKH）	2回
	定例報告会	1回

(2) 自立訓練（生活訓練）事業

1) 利用者の状況

表 23 年間を通しての実利用者の状況

	年間の 実利用者数	昨年度からの 継続利用者	新規利用者	
			しらとり会の 相談支援専門 員からの紹介	その他の関係 機関(※1)か らの紹介
2022 年度	13 人	10 人	2 人	1 人
2023 年度	10 人	6 人	1 人	3 人

(※1) その他の関係機関とは、相談支援事業所、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所を指します。

- ・生活訓練新規利用者が減っています。理由の一つに、周知不足があると考えられます。
- ・ニーズはあるもののサービス自体を知らずに困っている方にも情報が行き渡るよう、各関係機関に広く周知していきます。

表 24 各月の利用の状況

月	実利用者 数	新規利用 者数	利用終了 者数 (※2)	中途退所 者数 (※3)	1 日あた りの平均 利用者数	開所数	延べ利用 者数
4	6 人	0 人	0 人	0 人	1 人	20 日	20 人
5	6	0	1	1	0.9	20	17
6	4	0	0	0	1	22	22
7	5	1	0	0	1.3	20	26
8	6	1	0	0	1.6	20	31
9	7	1	0	0	1.7	20	34
10	7	0	0	0	1.7	21	36
11	7	0	0	0	1.7	20	33
12	8	1	0	0	2.1	20	42
1	8	0	0	0	2.2	19	42
2	8	0	0	1	1.8	19	34
3	7	0	0	0	1.7	20	34
	平均 6 人	合計 4 人	合計 1 人	合計 2 人	平均 1.9 人	平均 20 日	371 人
2022 年度	平均 8 人	合計 3 人	合計 4 人	合計 3 人	平均 1.5 人	平均 20 日	362 人

(※2) 利用終了者とは、その月の末日に 2 年間もしくは 3 年間の利用期間を終えた利用者のことです。

(※3) 中途退所者とは、2 年未満で利用を終了した利用者のことです。

図 実利用者（10人）の状況

図 12

【年齢別】

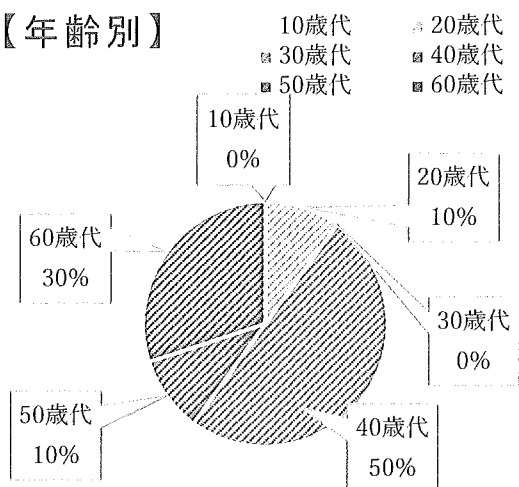


図 13

【世帯状況】

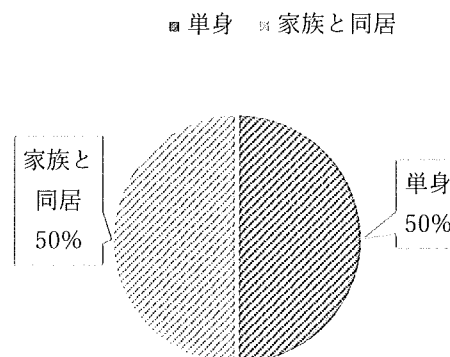


図 14

【性別】

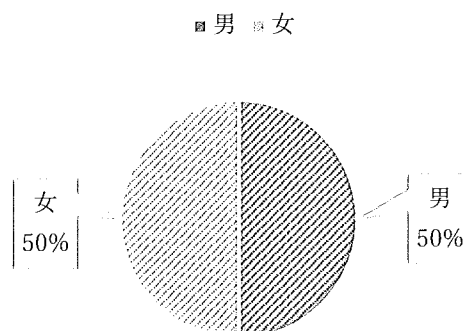
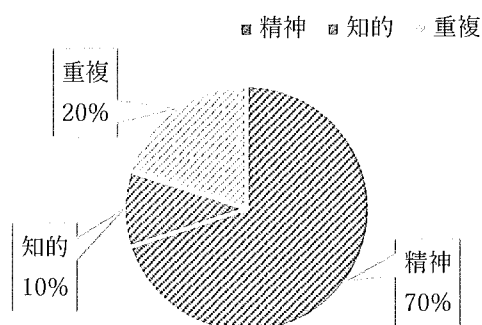


図 15

【障害種別】



2) 【重点項目】

【目的等基本方針】

①個別支援

- ・利用者のニーズを反映し、強みを活かした個別支援計画書を作成します。更に、利用者一人ひとりの状況や目標に応じて、モニタリング時以外でもその都度個別線計画書の更新を行っていきます。
- ・支援のプロセスを通して、利用者自身が意思決定をする力を高め、自己肯定感や自信を持つことができるよう支援していきます。

②利用者が中心となるチーム支援

- ・相談支援専門員や関係機関と連携を取り、必要に応じてケア会議を行う等、チームによる支援を行っていきます。

【評価と課題】

- ・個別訓練実施計画の作成時には必ず個別支援計画の確認を行いました。毎月、利用者・職員間で目標の共有をすることで、個別支援計画に基づいた支援を行うことができました。

・自己肯定感や自信を持ってもらうことを意識して訓練に取り組みました。最初は自信がなく受け身だった利用者が、徐々に意向を伝えたり、ご自身からも提案されるようになりました。これは、訓練を通して一緒に取り組むことで、ご本人の自己肯定感を高め、自信に繋げることができた結果と考えられます。

・利用者の状況等について、相談支援専門員だけではなく他の関係機関とも直接連携を取り、利用者に関わるチームの一員ということを常に意識して関わることができました。

3) 具体的な訓練内容

表 25 訓練内容と訓練方法別（通所・訪問・同行）の利用者数

訓練方法		訓練内容		利用者数 (※4)
【通所】	個別	書類の確認・記入		2人
		就労に向けての準備		1
		タブレットの練習		1
		スケジュール管理		1
		困っていることの相談		1
		電話でのコミュニケーションについて		1
【訪問】	家事全般の習得	メニューを考える・調理		4
		洗濯・衣類等の整理・アイロンかけ		5
		掃除・片付け		6
		書類の整理		5
		体調の振返り		3
		金銭管理		1
		郵便物の確認		1
		家族との関わり方について		1
		パソコンの練習		1
		書類の確認・記入		1
		生活リズムについて		1
		スケジュール管理		1
		困っていることの相談		1
【同行】		各種手続きの習得		3
		就労に向けての準備（作業所の見学、体験、作業所までのルート確認）		1
		社会資源の利用		1
		買い物		1
		ウォーキング		1

(※4) 目標が複数ある利用者の場合、それぞれの目標でカウントしています。

【実施内容】

・利用者一人ひとりの目標に合わせて、通所・訪問・同行を組み合わせた支援を行いました。

・定期的にモニタリングを行い、利用者のニーズや目標に沿った個別支援計画を作成しま

した。

- ・個別支援計画をもとに、個別訓練実施計画^(※5)を毎月作成しました。

(※5) 平成 30 年度より、自立訓練事業の加算として設けられました。この計画書は、重点的に取り組むために、具体的な目標やその内容、進捗状況等、詳細かつ丁寧な記録や評価をするものです。

- ・相談支援専門員や他の関係機関と連携を取り、利用者の状況等の共有を行いました。
- ・利用者の達成状況の確認や終了後のフォローアップ、事業所のサービスの質の向上を目的に、終了後評価及びサービスに対する満足度調査を行いました。

【評価と課題】

- ・利用者から相談があった際は、相談支援専門員と連携を取り、必要に応じて個別支援計画の内容を変更する等柔軟に対応することができました。
- ・個別訓練実施計画書を立てたことで、より具体的に訓練に取り組むことができました。また、毎月行うことで利用者のニーズに対してタイムリーに対応することができました。
- ・利用終了後一定期間を空けて評価を行ったことで、継続できていること・できていないことや、新たなニーズについて確認することができました。継続できていないことについては、できていない理由を伺い対応策と一緒に考えることができました。また、新たなニーズについては相談支援専門員にお伝えし、対応をお願いすることができました。
- ・就労希望（福祉的就労）のある利用者を生活訓練終了に合わせて、就労に繋げることができました。これは、利用者の想いに寄り添いながら、ご本人のペースに合わせてサポートを行ったこと、また、利用者の不安ごとに対しても対応策と一緒に考え、環境調整等をこまめに行ったことで希望の実現に繋がったと考えられます。
- ・利用者の様々なニーズに対応できるプログラムが不足しているので、新たなプログラムの開発・導入や、職員のスキルアップを図っていくことが必要です。
- ・さらに、自身の思いを言葉にすることが難しい利用者のニーズを引き出すためにも、アセスメント力をつけていくことが必要です。職員の資質の向上・スキルアップのため研修等に参加し、研鑽を積んでいきます。

4. 令和5年度ひきこもり者等への伴走支援事業（東広島市より依頼）

1) 事業実施期間

2023年4月1日 ～ 2024年3月31日

2) 事業の目的

・本市における包括的な支援体制構築の一環として、ひきこもり等による複雑化、複合化した課題を抱える個人や世帯等への伴走型支援を実施し、必要な支援を行い、世帯等に対して定期的な連絡や訪問等の相談支援を実施することで福祉専門職の関係性を構築し、必要な時に必要な支援が届く体制を整備し、世帯等の孤独・孤立を防ぐことを目的とする。

3) 対象者（※次の(1)、(2)のいずれかに該当し、(3)には必ず該当する者とする）

(1) 様々な要因の結果として社会参加を回避し、概ね6か月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態にあって、ひきこもり状態となっている者及び家族等。（本人については東広島市内に居住する者とする。）

(2) (1)の状態に準ずる者として、食料や日用品等の買い出し等、一定程度の外出は行うものの、様々な要因により就労・地域活動などといった社会参加の機会に乏しく、社会との接点の再構築が必要とされる者及びその家族等。（本人については東広島市内に居住する者とする。）

(3) 東広島市健康福祉部地域共生推進課による社会福祉法第106条の6支援会議（（通称「HOT けん会議」）で、当事業の利用が適切であると決定された者。

4) 対象地域

・東広島市内

5) 事業内容

①相談受付

②HOT けん会議（利用決定等）

③支援方針の作成（利用者へアセスメントを行い、支援方針を作成）

④支援方針の提出（市への支援方針の提出）

⑤利用者への伴走型支援

ア 相談支援

イ 環境変化の把握と適切な介入

⑥HOT けん会議（モニタリング等）

⑦参加支援事業等への協力

⑧定着支援・フォローアップ

⑨支援状況等の報告

6) その他支援にあたって必要な事項

①利用者等との持続的な関係性の構築

②HOT けん会議への参加（必須）

③コアネットワーク会議への参加

④その他市における各種関連事業との情報共有及び連携

7) 実施内容

①対象者数 7人

②実際の支援内容

- ・両親との関係が悪く同じ建物内には住んでいるが何年も顔を合わすことがなく引きこもっている方、両親の介入を拒否する方、親とは食事の時のみ顔を合わせる方、親に対し暴力を振るうことはなくなったものの怒鳴ることで自分の思いを通そうとする方、家族の中で孤立している方等に対して、2023年度も訪問により、支援を続けてきました。
- ・皆さんに聴かせていただく話から、自分の話を聞いてくれる人や自分を受け入れてくれる人、分かってくれる人等が身の回りやご家族にいないことから、地域だけでなく家族からも孤立し、大変寂しい思いをされている様子が伺えます。
- ・(Aさんの事例から)
 - ・その方と関わり始めた頃は、希死念慮が強く、死にたい殺してほしい等、ドア越しに訴えられるのみで、顔を見ることすら叶いませんでした。訪問を重ね、ドア越しで会話を続けていく中で、関係性が深まることで、少しずつですが心を開いてくださるようになり、自分の思いや、やりたいことを話してくださるようになりました。さらに、WEBですが受診もできました。最近では、庭から2階のご本人の部屋を見上げる形ですが、ご本人が顔を見せてくださるようになってきています。

8) 評価と課題

- ・1年間を通して訪問し続け、関係が深まってくことで、ようやく少しずつですが心を開いてくださるようになり、中には、一緒に目標を考えることができるようになってきた方もおられます。
- ・一人ひとりがそれぞれ一歩を踏み出そうとするようになっていくためにも、引き続き、ご本人のペースに合わせて、関わり寄り添いを続けていく必要があります。

5. 苦情解決等

○利用者からの寄せられた意見等について

■苦情解決等

・2023 年度に、利用者から寄せられた意見箱の内容及び、しらとり会ミーティングチーム及び職員会議で話し合った対応策は、表 26 のとおりです。(意見箱は、しらとり会の1階と2階に設置しています)

表 26 意見箱の内容と、しらとり会ミーティングチーム及び
職員会議で話し合った対応策

月	件数	意見箱への投書内容	対応策
4	0	・意見等なし	
5	1	・2階と4階のテレビを入れ替えてほしい。 BSが見れる4階食堂のテレビが、今はお昼にしか使えないので。	・テレビは、5月11日(木)に入れ替えました。
6	0	・意見等なし	
7	0	・意見等なし	
8	0	・意見等なし	
9	0	・意見等なし	
10	0	・意見等なし	
11	0	・意見等なし	
12	0	・意見等なし	
1	0	・意見等なし	
2	0	・意見等なし	
3	0	・意見等なし	
意見箱件数		1件	

表 27 意見箱の件数の推移

年度	2023 年度	2022 年度	2021 年度	2020 年度	2019 年度
意見箱件数	1件	4件	2件	9件	12件

【評価と課題】

- ・意見箱への投書は、1件でした。(※他の利用者からの意見等については、21頁参照)
- ・第三者委員に解決を依頼するような意見・要望や苦情等はありませんでした。
- ・話し合い等の結果については、2階フロアの2か所に掲示するとともに、しらとり会通信及び法人のホームページに掲載して内容を公開しました。
- ・引き続き、風通しのよい事業所・法人運営に向けて、取り組んでいきます。

6. 防災・安全

(1) 防災訓練等の実施

【目 的】

- ・利用者の人命と安全及び、万一被災の際に建物の被害を最小限に防止するため、火元責任者等を定めるとともに、防災訓練等を実施することにより、法人の安全管理に努めます。
 - ・避難訓練 2回（9月と3月に実施予定）
*あわせて、通報訓練・消火訓練等も実施していきます。
 - ・救急訓練 1回（実施時期は、消防署に相談し調整します）
- ・豪雨災害・土砂災害等をも意識した防災訓練等を実施するほか、東広島市ハザードマップ等の活用や、防災（避難）台帳や、防災マニュアルを再点検し、法人の防災・利用者の安全確保に努めます。

【実 施 内 容】

- ・各室に火元責任者等を定め、常時より火災等の予防や安全面に気をつけました。
- ・2023年度は、年に2回に防災訓練を計画しました。1回目は、11月13日に実施予定でしたが、当日雨天となったため急きょ中止としました。2回目は、3月25日に実施し、避難訓練と通報訓練を実施しました。
- ・救急訓練については、新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止の観点から、実施を取りやめました。
- ・法人として、「昨今の突発的に発生する大規模な自然災害、新型コロナウイルスに代表される感染症等の感染拡大による社会活動への影響が危ぶまれる中、その様々な事象に対応し、被害を最小限に抑えて、利用者・職員の安全を確保しながら、本法人の事業を適切に継続・運営すること」を目的に、事業継続計画（BCP）を策定しました。

【評価と課題】

- ・2024年度も、利用者の人命と安全及び、万一被災の際に建物の被害を最小限に防止するため、避難訓練や救急訓練等の防災訓練を計画建てて実施していきます。
- ・実施にあたっては、2023年度に策定した事業継続計画（BCP）に基づき、より具体的な実地訓練となるよう計画していきます。
- ・事業継続計画（BCP）の内容についても、訓練や研修等を通して、法人の状況に即した内容等になるよう、行政や東広島市社会福祉協議会、東広島市社会福祉連絡協議会等と連携し、必要に応じて見直し等を行っていきます。

(2) インフルエンザの予防接種の実施・新型コロナウイルス感染症への対策

【目 的】

- ・感染症の発生及びまん延の防止等に関する取り組みとして、地域生活支援センターまほろば・ワークセンターなかよし両事業所において、「感染症予防のための対策検討委員会」の開催、指針の整備、研修・訓練等の実施について検討・実施していきます。
- ・引き続き、新型コロナウイルス感染症への感染予防・感染拡大防止対策を継続していきます。

【実施内容】

- ・インフルエンザや、新型コロナウイルスによる感染症等、感染予防・感染拡大を防止するために、引き続き各フロアにポスター等を掲示し、全員に対して注意喚起しました。

- ・2023 年度も、インフルエンザの予防接種について利用者へ接種の呼びかけを行いました。

あわせて、協力医療機関に依頼し、希望者に対して、しらとり会にてインフルエンザの予防接種を実施しました。(2023 年 11 月 2 日(木)実施、7 名接種)

- ・2023 年 5 月より、新型コロナウイルス感染症は 5 類となりましたが、2022 年度に引き続き、来所時の検温・体調の確認、マスクの着用・手洗い・消毒・咳エチケットを継続しました。

- ・職員会議内において、「感染症予防のための対策検討委員会」を開催し、法人内事業所における感染の現状を確認するとともに、2024 年度からの対応について協議しました。

【評価と課題】

- ・発熱等のあった利用者・職員については、利用の停止及び医療機関への受診勧奨等を行いました。数名の陽性者が出ましたが、クラスターの発生には至りませんでした。

- ・2024 年度も引き続き、マスクの着用等の感染対策を継続していきます。

- ・インフルエンザについても、引き続き感染拡大期には注意喚起を行うとともに、予防接種の受診について働きかけていきます。